

議 事 日 程 (第 2 号)

平成29年2月16日(木曜日) 午前10時 開議(補正予算審査特別委員会)

日程第 1 ※補正予算審査特別委員会

議第2号 平成28年度遊佐町一般会計補正予算(第6号)

議第3号 平成28年度遊佐町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)

議第4号 平成28年度遊佐町簡易水道特別会計補正予算(第2号)

議第5号 平成28年度遊佐町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)

議第6号 平成28年度遊佐町介護保険特別会計補正予算(第3号)

議第7号 平成28年度遊佐町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

議第8号 平成28年度遊佐町水道事業会計補正予算(第4号)

☆

本日の会議に付した事件

(議事日程第2号に同じ)

☆

出 欠 席 議 員 氏 名

応招委員 11名

出席委員 11名

1番	齋藤	武君	2番	松永	裕美君
3番	菅原	和幸君	4番	筒井	義昭君
5番	土門	勝子君	6番	赤塚	英一君
7番	阿部	満吉君	8番	佐藤	智則君
9番	高橋	冠治君	10番	土門	治明君
11番	斎藤	弥志夫君			

欠席委員 なし

☆

説明のため出席した者職氏名

町 長	時 田 博 機 君	副 町 長	本 宮 茂 樹 君
総 務 課 長	池 田 与 四 也 君	企 画 課 長	堀 修 君
産 業 課 長	佐 藤 廉 造 君	地 域 生 活 課 長	川 俣 雄 二 君
健 康 福 祉 課 長	佐 藤 啓 之 君	町 民 課 長	中 川 三 彦 君
会 計 管 理 者	高 橋 晃 弘 君	教 育 委 員 長	渡 邊 宗 谷 君
教 育 長	那 須 栄 一 君	教 育 委 員	渡 高 橋 正 喜 君
農 業 委 員 会 会 長	佐 藤 充 君	教 育 委 員	
代 表 監 査 委 員	金 野 周 悦 君	教 育 委 員	

☆

出席した事務局職員

局 長 富 樫 博 樹 議事係長 鳥 海 広 行 書 記 高 橋 和 則

☆

補正予算審査特別委員会

委員長（土門勝子君） おはようございます。ただいまより補正予算審査特別委員会を開会いたします。

（午前10時）

委員長（土門勝子君） 昨日の本会議において補正予算審査特別委員会委員長に指名されましたが、何分ふなれでありますので、よろしくご協力お願いいたします。

本日の委員の出席状況は、全員出席しております。

なお、説明員としては、町長以下全員出席しておりますので、ご報告いたします。

定例会から本特別委員会に審査を付託された事件は、議第2号 平成28年度遊佐町一般会計補正予算（第6号）、議第3号 平成28年度遊佐町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）、議第4号 平成28年度遊佐町簡易水道特別会計補正予算（第2号）、議第5号 平成28年度遊佐町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）、議第6号 平成28年度遊佐町介護保険特別会計補正予算（第3号）、議第7号 平成28年度遊佐町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、議第8号 平成28年度遊佐町水道事業会計補正予算（第4号）、以上7件であります。

お諮りいたします。7議案を一括して審査したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

委員長（土門勝子君） ご異議ないようですので、一括して審査することにいたします。

上衣は自由にしてください。

質疑に際しては簡明にお願いいたします。また、当局の答弁も同様、審査の進行にご協力をお願いします。

補正予算の審査に入ります。

3 番、菅原和幸委員。

3 番（菅原和幸君） それでは、補正予算審査のトップバッターで質問をさせていただきます。私は、産業課と地域生活課のほうに質問をさせていただきます。

最初の産業課のほうですが、ちょっと順不同になるかもしれませんが、議案書の20ページで予算書は59ページになります。7 款の商工費、1 項商工費、4 目の企画費、19 節の負担金補助及び交付金になります。その中で中小企業設備投資新事業補助金ということで1,700万円ほど計上されております。最初にこのことについて質問させていただきますが、昨日の町長の一般行政報告の中にあったようですが、この対象につきましては鳥海南工業団地内のエスキー工機株式会社鳥海工場の工場増設に関連すべきものであらうと思いますが、その認識でよろしいか、第1点目質問させていただきます。

委員長（土門勝子君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤廉造君） お答えいたします。

今委員おっしゃられましたとおり、鳥海南工業団地のエスキー工機さんの生ごみ処理機の増産体制に伴うものでございます。

委員長（土門勝子君） 3 番、菅原和幸委員。

3 番（菅原和幸君） それでは、この1,700万円の内容につきましてお尋ねしますが、当然今企業誘致的な補助もあると思いますので、基本的に国費、県費とあってなっていると思いますが、これを見ますと、あくまでも予算は本年度予算計上されておりますが、きのうの一般行政報告を見ますと、29年の7月に完成予定であると。それで議案書を見ますと、企業開発推進事業2,000万円が繰越明許補正ということで提案されております。そんな状況の中でこの1,700万円のうち、国費等の補助率がどのくらいあるのか、質問させていただきます。

委員長（土門勝子君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤廉造君） この補助金については100%町の単独事業予算でございます。

それから、繰越明許補正のほうに上がっているこの2,000万円ということで、これが議案にのっている対象事業であります。

委員長（土門勝子君） 3 番、菅原和幸委員。

3 番（菅原和幸君） 実はいろいろ探したのですが、その金額があったものですから、確認の意味で、町が全額であるということを確認をさせていただきました。

それでは、一応この質問に際しましていろいろ見ましたが、企業奨励条例、これが昭和48年ころに制定になった条例であるようでございます。その中身でいきますと、第3条のほうに町長が指定したものに対して奨励金を交付し、その他必要な便宜を供与すると、そういう条文がございます。その中でいろいろ調べてみましたら、当町に関係します工業団地は遊佐町の土地開発公社が造成をしました遊佐製造業団地約8ヘクタールほど、それから遊佐西部工業団地、約24ヘクタールです。そのほかに山形県が造成した今回

の工スキー工機が造成します鳥海南工業団地が約30町歩ですが、その工業団地があるようでございます。その中の先ほどの企業奨励条例の5条のほうに、町長は山形県が設置した工業用地内に立地する企業については、いろいろ指定しなくてもできるという条文があるわけなのですが、基本的には条文を見ますと、審査会が設置されておるようで、その判断の中でいろいろ町長のほうに答申をされる流れがあるようでございます。その中でこの審査会等はどういう協議といいますか、概要で結構ですので、説明いただければなと、このように思います。

委員長（土門勝子君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤廉造君） 審査会の要綱に基づきまして、補助要件に合致するか、そういったものを審査委員の方で審査をするということになっていまして、今おっしゃられました工場の部分のできる制度というのは山形県で企業誘致をして、山形県独自で進める際、町が全くそれに関与しない場合を想定してできる規定になっているという形でありまして、特別この5条に関しましては審査会で特にかけて、それを判断しているという状況はございません。これまでもその審査会ではそういったその部分については特別審査をしていないと、遊佐町に全部関連する企業でございますので、していないということになります。町の優遇措置を全面に出して鳥海南工業団地への誘致を図っているという側面はございますので、そういった内容で今までも来ております。

委員長（土門勝子君） 3番、菅原和幸委員。

3 番（菅原和幸君） わかりました。

それで同条例の8条のほうには指定業者は、その事業に従事する者を雇用する場合は本町に住所を有する者を雇用するように努めなければならないという条項があるようで、先ほど100%町のお金を使つての事業のようでございます。

それでちょっとここで質問をさせていただきたいのですが、ちょっと勘違いも私あったようですが、第511回の議会のほうで企業立地促進条例というものの改正がこの議会に提案されまして、何かそれがこの事業に関係あるのかなと思って実はおりましたら、先ほど担当に聞きましたら直接これとは関係ないということでした。そんな中でこの点はちょっと余計なことを言いましたが、この事業に関連しまして雇用がどのぐらい増になるのか、計画で結構ですので、質問したいと思います。

委員長（土門勝子君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤廉造君） 今回の事業でございますが、雇用見込みといたしまして、平成29年度に3人、さらに30年度と31年度に3人ずつということで、計9名の雇用を見込んでいるという事業でございます。

委員長（土門勝子君） 3番、菅原和幸委員。

3 番（菅原和幸君） 雇用が1人でもふえれば当然効果のある事業だと思っております。

ここで町長にちょっとお尋ねをしたいのですが、基本的に鳥海南工業団地のほうも太陽光発電30町歩ぐらいですか、残りがまだ残っているという状況があるようです。そんな中で酒田遊佐工業団地企業誘致促進協議会という協議会もあるようでございますので、そういう投資をして雇用をいかにふやそうという動きがありますので、これからもやっぱり継続して40年以上たっているようですが、そんなに一朝一夕にはいかないということはわかるのですが、その辺の所見についてもし質問に対して答弁いただければなと、そのように思います。

委員長（土門勝子君） 時田町長。

町 長（時田博機君） 実は鳥海南工業団地に関しては県の工業団地ということで、なかなか小割りにして売ってもらえないというふうな悩みがあります。いわゆる大きい面積は、ある程度の面積は分譲しますよ。だけれども、小さい面積ではそれはだめですよというような形でこれまで進んでこなかったという経緯があったと思います。11.4ヘクタールは確かに大阪有機化学工業が来てから大きな面積進みましたけれども、それ以降なかなか新規の事業者が入ってこれなかったという経過がございましたが、私が就任した当時、ちょうど農村地域工業導入法という法律が廃止になりました。農業地域に企業来た場合には固定資産税3年を減免しますよと、そののが交付税で来ますよという制度がちょうど廃止になった年でした。私はやっぱり町内の事業者になるべく設備投資をして雇用をふやしていただきたいと、そんな思いから税金5年間我慢すればいいではないかという形で、いわゆる今いる事業所に対して固定資産税、町で5年間減免する制度、先ほどおっしゃったような制度を調べてきたところでありましたが、ちょうど中央機構さんから新しいラインをつくってもらいましたし、それから竹本産業さんも工場の増設をしていただきました。今あそこの工業団地でエスキーエ機さんからやっていただけると、これまで鳥海南工業団地に参入した企業については、全ての会社で増設をやっていただいた。そして雇用の増につなげていただくということは大変ありがたいことです。

そして遊佐の工業団地のイースタン技研さんが同じ平成28年度10月に第2工場が完成して、新たな雇用も生まれると伺っていますので、それら今いる事業所、やっぱり優遇措置をつけながら、遊佐のTDKから撤退されたというあの痛みを何とか味わわないように、この地域に活力をもたらす、そんな施策を調べてきたところでもあります。そして町内でいけば、かつての電子会社の跡地にキノコ工場さんが進出をしていただきました。あそこも固定資産税5年間減免しますという制度を使っただきながら、遊佐で新たな事業を町として空き工場を活用して展開していただいているということ、大変ありがたく思います。3年ぐらいただと事業者にとっては税金免除というのはあつという間なのですけれども、5年というのは次の資金の計画でいけば非常に助かると思っっているので、事業者からはとっても固定資産税の減免制度等はよかったなと言われている事業ですので、それらをしっかり調べてきたこと。そしてこれからもまた見直し等はいつでも必要ではないかと思っていますので、それに安住することなく、いろんな制度を考えていきたいと思っています。

以上であります。

委員長（土門勝子君） 3番、菅原和幸委員。

3 番（菅原和幸君） どうもありがとうございました。

それでさっき遊佐町のPRビデオですか、2段目見ますと行きづらい町と住みやすい町でしたか、そういうことの内容があるようでした。基本的に町長も定住、いろいろな政策を打っておりますが、やはりいろいろな家庭環境、家庭の状況からいくと、そんなに簡単には家庭内に一緒にいたくないとかという部分もあるかと思うので、悪い言葉かもしれませんが、外に出づらいうような、外に住みづらいうような環境づくりをするには、やはり企業というのが本町に張りついたほうが、当然働きあれば住みやすい環境にもなると思いますので、その辺頑張っていただければなと思います。

次の質問項目に移りますが、ちょっと単純な質問で申しわけございませんが、議案書の19ページ、予算

書の52ページになりますが、農林水産業費の農業費の農地の中で修繕料が当初予算で127万5,000円ほどあって、80万円ほど補正になっておりますが、具体的な農地費の中でちょっとイメージできなかったものから、修繕対象施設が何かどうか、質問させていただきます。

委員長（土門勝子君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤廉造君） お答えをいたします。

この修繕料の対象物は江地排水機場の除じん機のベルトコンベアが老朽化に伴ってうまく作動しないということで、コンベアを交換修理するという内容でございます。コンベアベルト23メートルほどあるのですけれども、その資材費とそれから諸経費、加工費等に充当するという内容でございます。

委員長（土門勝子君） 3番、菅原和幸委員。

3番（菅原和幸君） ちょっと自分なりに、やぶ蛇な質問をして、今気づきまして申しわけございません。

それでは、最後の質問させていただく項目ですが、同じく議案書の19ページの農業費の農業振興費の中で酒田地区農作物輸出推進協議会負担金、当初予算で40万円、2月補正で20万円ほど減額をする提案をされております。最近当然海外とかいろいろ話が出る中でこういう協議会、これまで気づかなかったものから、この協議会の設置の目的とか構成、それからどのような事業をこの協議会でやっているのか、質問をさせていただきます。

委員長（土門勝子君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤廉造君） お答えいたします。

最初の協議会の目的でございますけれども、酒田地区の農産物等の海外における取引の可能性を探るという目的で、国内産地間の競争が激しくなっている中ではございますけれども、海外で新たな需要の確保を目指すということで、生産の拡大と販売額向上を目指すものということで、生産者の所得の確保を図りたいという内容の目的となっております。

構成のほうは酒田市、遊佐町、全農、それから庄内みどり農業協同組合、酒田市そでうら協同組合、あと酒田市農業委員会という構成になってございます。

委員長（土門勝子君） 3番、菅原和幸委員。

3番（菅原和幸君） 当然立地からいきますと、酒田港を活用したというふうなイメージだと思うのですが、こんなこと言っていいかどうかわかりませんが、実は山形県の県議会のある会派の方々が先日沖縄の那覇空港ですか、あそこを視察されたということを聞きました。といいますのは、羽田からハブ空港的な那覇に飛んで、そこで夜やって台湾、それからマレーシア等に行くような中核的な施設を今つくっているようですが、いろいろ聞きますと、当然夜動くものですから、そういう県議会議員の方々も真夜中に研修をしたというようなことも聞いております。ですから、いずれ国内の需要は目減りするのはわかるわけですので、いろいろな見解もあると思いますので、今聞きますと、それぞれの担当する方々が構成しているようですので、20万円を減らさず、増額するような中身でいろいろ検討を加えていただければなと。決して20万円に反対しているわけではないので、今後とも活発な協議会の活動をしていただければなと、そのような意見を述べさせていただきます。

それでは、産業課のほうこれで終了しまして、地域生活課のほうに質問をさせていただきます。予算書

のページからいきますと62ページ、議案書では20ページの土木費、道路橋梁費、道路新設改良費、この中の測量設計委託等ということでございますが、9,562万5,000円から4,356万3,000円ほど減額補正を提案されております。55%ほどの執行状況になるようですが、自分もいろいろ調べますと、畑の広畑橋ですか、畑西線等のいろいろな主要的な対象路線のことの設計料をとということで、これまでの内容の中で理解しておりますが、その理解でよろしいか、第1点目お伺いします。

委員長（土門勝子君） 川俣地域生活課長。

地域生活課長（川俣雄二君） お答えします。

4,365万3,000円の減額補正でありますけれども、これについては中身としては大きく2つに分かれています。単独部分、単独で事業を行う部分が2,175万3,000円、補助事業分が2,190万円という形になって、こちらとしては整理をしておりますけれども、その中に今言われた広畑橋と畑西線があります。畑西線は単独、広畑橋のほうは補助という形になりますけれども、今言われたように主にこの2路線のものとなりますけれども、補助事業については今年度橋梁の長寿命化に伴う5年に一度の点検入っております、その部分が実は大きな割合を占めておりまして、3,500万円の予定に対して1,700万円ほどでしたので、補助部分に関していえばそちらのほうは少し大きかったかなと。それにしましても、工事を実施するこれからの部分としてみては、広畑橋、畑西線が主な路線になるかなと思います。

以上です。

委員長（土門勝子君） 3番、菅原和幸委員。

3番（菅原和幸君） かなりの大きい幅で減額になっているものですから、ちょっとこの間担当に聞けばよかったのですが、質問させていただきました。

それでは最後の項目ですが、予算書の61ページ、議案書の20ページになります。同じく道路橋梁費の道路維持費の中の除雪機械購入費、当初予算で4,000万円計上されておりました。それで6月の議会で3台購入をするというような説明を受けまして、そのようになったと思っています。それで12月議会の中でも保険料の関係で3台という説明ありましたので、台数的には3台購入したということは理解をしておりますが、一応709万8,000円ほど減額になるようです。あえて単純な質問をさせていただきますが、現在町が所有しています除雪機械の台数と、それから建設会社等から借り上げをしている除雪機械、この時期に借り上げをするような除雪機械があるのかどうか、ちょっとその辺の割合を質問させていただきます。

委員長（土門勝子君） 川俣地域生活課長。

地域生活課長（川俣雄二君） お答えします。

町で管理をしている町道の除雪ですけれども、それに使っている除雪機ですけれども、全体で28台あります。町が所有しているのはそのうち18台、今回3台購入したわけですが、去年までは16台で行って、町のほうで所有している台数としては16台でしたけれども、今年度は3台のうち2台が増強という形でさせていただいております、町所有台数としては18台で、借り上げ分としては10台という形で合計28台で今実施している状況です。

委員長（土門勝子君） 3番、菅原和幸委員。

3番（菅原和幸君） それで除雪機械、ちょっと私も3台がどういう大きさというか機種というか、何トンとかとこの間資料見ていたらありましたが、当然ブレードがありますが、ブレードが当然真っすぐ行

く場合と角度を調整する場合の機能は当然ついていると思います。そんな中で例えば幹線町道は幅広い道路であるわけですが、基本的に集落の中へ入っていけば家並みがありますので、細いところに入っていく場合もある。そういう場合にそういう対応ができる除雪機が全てなのか。あえてこういう質問をさせていただいたのは、実はある集落の方から除雪をお願いしたところ、なかなか機械が大きくて末端まで来ていただけないというようなことを言われたことがあったのです。そんなこと角度変えればどこでも行くのではないかという単純的な私説明をさせてもらったことがあったものですから、その辺の単純的な質問になるかもしれませんが、除雪機の機能、そういう末端まで行けるような大きさの除雪機械がどのぐらいの割合で28台の中で対応されているのかちょっとお伺いしたいと思います。

委員長（土門勝子君） 川俣地域生活課長。

地域生活課長（川俣雄二君） お答えします。

今遊佐で使っている除雪機は8トン、11トン、13トン、トン数で我々呼んでいるのですけれども、その3種類の除雪機械が稼働しています。それぞれの排土板、ブレード幅ですけれども、8トン級が3.2メートル、11トン級が3.45メートル、13トン級については3.7メートルということで、例えば4メートル道路であればそのまま真横にすればほとんど余裕のない状態で、今委員言われたようにして角度を変えればという話です。角度変えられます。ただ、最大角度何度とあるようですので、それをしたときどのぐらいの実はその全体幅狭められるか、そこまでちょっと調べていないのですけれども、それにしましても雪を除雪するということは道路いっぱい除雪できない、除雪帯が必要になる。それから道路の脇にある構造物等の問題があって、やっぱり狭いところには余り入らないといいますが、入れないといいますが、そういう状況です。それもそうですし、遊佐町の全体の除雪、常に常時路線という形に上げるわけにもいかないものですから、1次路線、2次路線という形でこちらとしては見ていますけれども、通常路線としてはやはり幹線道路、こういった重要道路について通常は除雪をさせていただいておりまして、少し落ちついた段階で2次路線、その他必要であれば入っていくと、そういうやり方をしております。

やっぱり重機ですので、このような形で大きくて、しかも作業が幾ら気をつけてやっても粗いところありますので、狭いところはよほどのことがないと、ちょっと注意していかないとやっていけないのかなというふうに考えております。

委員長（土門勝子君） 3番、菅原和幸委員。

3 番（菅原和幸君） はっきり言えば住民の方については、何でそこまで来ていたのがこちらには来ないというふうなことに繋がって、私もいろいろ聞くとやはりそういう状況もある。こちらサイドのことも含めて説明をしたのですが、やはり自分のところまで来てもらいたいという要望があったものですから、あえてここで発言をさせていただきました。

それで最後なのですが、今台数とそれから規模等わかりましたが、今28台のうち18台が町の所有する機械だと、そのように理解をしました。それでちょっと自分なりに過去の議案を見ましたら、511回の議会のほうで白井、金俣辺地に係る公共施設の総合整備計画というのが議案として提案されまして、それを見ますと、道路工事、土木工事とか除雪機とかと書いてあったことをちょっと思い出して見てみたら、そのように書いてございました。そんな中で今回3台で本年度終わったわけですが、将来的に、除雪機等の適正な台数というのでしょうか、その辺は今のままでいいのか、それともやはり今後ともふやすべきなのかと

いうことを最後に質問させていただいて、私の質問は終わります。

委員長（土門勝子君） 川俣地域生活課長。

地域生活課長（川俣雄二君） お答えします。

雪の量によっても違ってくるとは思いますけれども、近年の雪の状況からいきますと、今のこの28台で非常時の大雪一気に降った場合はちょっと問題ありますけれども、今の通常的な除雪については可能かなと思っていますが、借り上げも今10台あると言いましたけれども、こちらのほうが近年、要は重機使わなくても維持経費かかるということで、業者さんのほうで重機を持たない、持てない、そういう状況がふえております。そうすると、たとえ28台変わらないにしても、業者さんがなくなればそれをどうするのかという話になりますので、町のほうでそこをやはり増強していくということは考えざるを得ないのかなというふうに考えております。

それで今の予測ですけれども、最終的には20台とか21台とか、そのぐらいまではもしかするとふやす必要があるのかなという、今の状況をちょっと見てですけれども、そんな感じで想定をしているところでございます。

以上です。

委員長（土門勝子君） これで3番、菅原和幸委員の質疑は終了いたします。

1番、齋藤武委員。

1番（齋藤 武君） 私からは一般会計補正の20ページの冒頭の部分、林業振興費の松くい虫防除委託料等につきましてお伺いいたします。

きのうの一般行政報告の4ページの16番に松くい虫の防除事業についてという項目がありまして、そこに3行ほど記述がありました。要約しますと、過去最大となった昨年度と比較して同程度の被害量が確認されていると。ついては6月初期の羽化前の全量駆除を目標に伐倒作業をしていくというふうに書いております。同趣旨のことも12月の新聞報道に載っていたのですけれども、事実関係についてはこのとおりだと思うのですが、ちょっと非常にあっさりとした記述ですので、特に遊佐町の状況につきましてももう少し詳しい現状の資料というか状況報告に類するものがありましたら、まず話の前提としてお願いいたします。

委員長（土門勝子君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤廉造君） お答えいたします。

遊佐町の被害状況の件でございますが、12月の段階で秋季の被害調査を終えまして、それからやはり完全に全部の集計が終わるまでちょっと時間かかったのですけれども、今判明しているところで遊佐町の被害木の28年度秋季までの調査までの被害量が1万1,038立米という結果になってございます。これは前年度対比では普通林、保安林合わせますと101%ということで、まず昨年度27年度が最大と言われましたけれども、それを若干ですが、上回ったと、同じぐらいになったというような状況でございます。

委員長（土門勝子君） 1番、齋藤武委員。

1番（齋藤 武君） あともう一つ、前提で確認したいのですけれども、予算書には松くい虫防除委託料等というふうに書いてありますので、等という部分に関してちょっと念のためにどういうことが含まれているのか確認させてください。

委員長（土門勝子君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤廉造君） お答えいたします。

1つは、これからのメーン、冬の伐倒事業でございます。それに係る経費として伐倒駆除費としまして1,350立米に対応する3,000万円の増額補正でございます。それから、もう一つ増額補正としては、残材処理費ということで、28年度10月に中学生による吹浦、西楯地内の森林ボランティア、松の枝打ちですけれども、そういった作業、それから12月の第1週の日曜日でしたけれども、地域の森林整備ボランティア、そのときも松枝の枝打ちということで2回ほど大きな残材処理が伴ったのですが、今年度中学生ボランティアの分は以前は菅里の十里塚地内の林を整備していただいたわけですが、今年度吹浦に移行した関係で、思ったよりも松枝の枝打ちの残材の量が出たということで、それに伴って増額補正をさせていただいたというものです。もう一つ、減額補正といたしましては、県のほうから補助を受けて事業をしております森林景観整備事業、これについては県の補助金の額が減るということで、事業費も落ちたということで総事業費で333万円の減額になったということがございましたので、増額補正、減額補正合わせて2,687万円という補正内容でございます。

委員長（土門勝子君） 1番、齋藤武委員。

1番（齋藤 武君） わかりました。

私が議員になってからの短い期間ですけれども、松くい虫対策に関するお金に関する件というのは、この場でも多々議論されてきたように思います。現実的に金額的にもやはりかなりまとまった金額が計上されております。それは補正、本予算問わずですけれども。これまでどういう議論がされてきたのかということちょっと考えてみますと、やはりとにかく薬剤散布と伐倒処理に関しては余すところなくしてくださいよと。役場のほうとしては頑張るってするようにしますという議論がされてきたように思います。当然それは大事ですし、それがベースにあってしかるべきだと思うのですが、ただ私にわか勉強ですけれども、ほかの場所の事例を見ると、やはり伐倒駆除と薬剤散布だけで完全に抑え込めているというのは、近年の夏の高温だとか、潮風害の影響、台風の襲来ということを考え合わせれば、なかなかそれだけで現実的に封じ込めをするのは難しいのではないかというふうに思われます。一部ごくごく例外としては、たしか鹿児島県の沖永良部島でそういう事例があるそうです。ただ、そこは絶海の孤島ですから、周りから一旦駆除すれば入ってこないという状況がありますので、そういうこともできるのでしょうけれども、地続きの場所であればやはり下火になったとしても、何らかのきっかけでまたマツノザイセンチュウが入ってくるということは十分考えられるというふうに思います。

そういう中において松くい虫に関する議論ですけれども、先ほど申し上げたとおり、薬剤散布と伐倒処理というのをベースにしつつも、やはりさらに上乘せする発展的な考え方も持っていないと、なかなか難しいのではないかなというふうに私最近考え至るようになりました。その対策ですけれども、いろんな方法があるし、何らかの方法をもってして、これをすれば絶対ということはないと思いますので、複数の手段を組み合わせしていくしかないと思うのですけれども、その有望な一つの方法として、前から少し議論をされていると思うのですけれども、抵抗性品種の導入、抵抗性品種を植えるという話が出ております。国立開発法人森林総合研究所のレポートがあるのですけれども、最近松くい虫に強い松を育成しましたというプレスリリースが出されてもおります。その中で山形県については、系統名に遊佐がついているのです。山形遊佐黒松何とか号という名前がついて、抵抗性品種が育成されているようです。当然抵抗性品種

ですので、抵抗性品種というのは欠点の実はありまして、今は抵抗性だけでも、マツノザイセンチュウとかマダラカミキリのほうに変異が起きてしまえば、抵抗性が追いつかなくなるという欠点はあるのですけれども、現状では抵抗性は一定程度以上の抵抗性があるので抵抗性となっているということです。であれば、早速抵抗性品種の植樹を望むところなのですけれども、実際役場のつかんでいる情報で抵抗性品種が具体的にどの時点で苗の供給がされて、どのようなペースで植えることが可能なのか、そういう情報をつかんでいるのかどうか、まず教えていただきたいと思います。

委員長（土門勝子君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤廉造君） お答えいたします。

マツノザイセンチュウの抵抗性黒松ですが、山形県では今そういった抵抗性松の種を研究してかけ合わせを行って強い松をつくるという段階です。抵抗性黒松をつくる過程というのは、やはりその地域、地域で松くい虫被害の影響を受けなかった強い松と松をかけ合わせてその種子を取って、それをさらにふやしていくというような形の方法をとるということでございました。当然遊佐町で残ったもの、酒田市で残ったもの、鶴岡市で残ったものいろんなかけ合わせを行って、より強いものの種を取っていくという内容でございます。これは寒河江の森林研究センターさんのほうで今研究を進めておりまして、これからのめどとしまして、これ第1次のそういったかけ合わせを行った検定作業と、第2次の検定作業と2段階でいかなければいけないということで、その1次検定を29年度、30年度に2次検定を行ってその種をもとにそこから苗をつくっていくというような工程でありまして、山形県では今そのような状況になってございます。

西日本のほうで抵抗性松が既に植えられているのに、なぜ山形県はというようなこともございましたけれども、これに関しましてはその地方、地方の取り組みが行われているわけですが、林業種苗法のほうで、例えば関西のほうでできた抵抗松を山形県に移植すれば話は簡単でしょうという話になるのですが、種苗法のほうでそういった他県からの松くい虫に抵抗する苗を導入するということは禁じられているということがありまして、山形県は山形県で独自の考え方というか研究を進めて、何とか30年度まで第2次検定を終えて、31年度から植栽できるような形に持っていきたいという内容でございます。

委員長（土門勝子君） 1番、齋藤武委員。

1 番（齋藤 武君） 今の説明ですと、早くて平成31年度から抵抗性の松苗を植えることが可能になってくるということでした。ただ、当然一気に何万本の供給を受けるということとはできないと思います、常識的に考えて。少しずつ始まっていくのかなと思います。本当にこれ100年近い、50年とか100年越しの計画になってくるのだと思います。植えなければ話は進まないですし、でも植えたものが育つには時間がかかるということですので、31年だとすれば31年から植えられるような態勢をぜひつくって、当然地ごしらえもしなくてはいけないでしょうし、向かっていただきたいし、この抵抗性の松を植えるということに関しては継続的にしていただきたいなということを、今からお願いしたいと思います。

ほかにもいろいろ総合的なマツノザイセンチュウ対策があるわけですが、いろいろあるので一つ一つちょっと時間をかけて確認をしたいと思うのですけれども、伐倒駆除の数量に関して、先ほど被害木の数量の確認、説明もそうだったと思いますけれども、立米主義で何立米被害がありましたという話でした。伐倒処理も何立米します、何立米できましたという話なのですけれども、先ほど申し上げた独立行政

法人の森林総合研究所のレポートにおもしろいことが書いてあって、立米主義でやると場合によっては切り残しが出てしまうかもしれない。なので、立米主義ではなくて本数主義でカウントしたほうがいいのではないかという話がありました。その根拠としてはマツノサイセンチュウ、マダラカミキリが根元の太いところではなくて、むしろ枝葉に近い細いところにいることも多いらしいので、そういうことも考えれば本数主義を取り入れたほうが、本数主義も併用しながらやったほうが、我々にとってもどのぐらいの、立米で駆除したと言ってもなかなかイメージつかみにくいのですけれども、本数で駆除したとなれば何本かとわかるし、その話を言いかえるとこれだけの本数を伐倒したので、数年後かもしれないけれども、抵抗性の松をそれだけ本数植えなければいけないという話にもなってくると思うのです。そういうこともあるので、今度データの出し方に関して本数というのをぜひ併記していただきたいし、本数というのは役場で情報としてつかんでいただきたいと思うのですけれども、そこら辺現状はどうなっているか。それと今後どういうふうにするお考えなのかお聞かせいただきたいと思います。

委員長（土門勝子君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤廉造君） お答えします。

まず今のところ立米主義だということは間伐材の間伐なんかも含めまして、木材の胸高直径による直径での最終的な処分量という形になってきますので、木の材積でカウントするという形で行ってきているものでありまして、ただ本数被害ということが現実的にはわかりやすいし、また今秋季の被害木調査を行った際ですけれども、GISに落として例えばAの何地点には1本とか2本とかというふうな形で落とし込みをしておりますので、本数を集計することは可能でございますので、そういった本数での集計も視野に入れて検討してまいりたいと思います。

委員長（土門勝子君） 1番、齋藤武委員。

1番（齋藤 武君） ぜひ本数、これはこれで事務量がふえてしまう部分ありますけれども、大事な情報だと思いますので、本数は今後積極的に発表も含めてしていただきたいなと思います。

それから、あと前回というか前々回か、ちょっと記憶が定かではないのですけれども、私がこの場で松くい虫の議論をしたときに、遊佐町は砂丘部に当然メーンがあるのだけれども、東部地区のほうにもぼつぼつだけれども、赤松、黒松の、特に赤松でしようけれども、林があると。林というか木があるというふうに申し上げました。それに関しても枯れている状況があるけれども、役場は把握していますかというお話を聞いたところ、特にモニタリングはしていないというお話でした。やはりカミキリムシはある程度の距離移動しますので、やはりそこら辺いわゆる明らかに残すということを明確にしている砂丘部の林は当然ですけれども、周辺部分の管理が不十分であると、いつまでも残ってしまうと、周りにリスクが残ってしまうと、因子が残ってしまうということになりますので、やはり周辺部の松が含まれている林地の管理というのはやっぱりしなくてははいけないと思います。

モニタリングもあるし、あとモニタリングというのは見続けなくてははいけないというしんどさがありますので、場合によっては、条件が許すのであれば周辺部で松が生えているところで、その松をどうしても必要としないのであれば、松以外の樹種に転換するという方法も、ほかの事例を見ると有効だそうです。ですので、そういうことも含めて検討するということは十分値なることと思うのですけれども、そこら辺についてはいかがなものでしょうか。

委員長（土門勝子君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤廉造君） お答えいたします。

今東山のほうにも松くい虫が広がっているということで、そこら辺に違う樹種ということでございますけれども、基本的に東山のほうは杉の植栽を進めておりましたけれども、ところどころに黒松、また赤松の林帯が広がっていることも事実でございます。民有林の中で植栽をどのようにかえていくかということでございますので、町の一方的な判断にもならないとは思いますが、松枯れから、それから東山はナラ枯れのほうがそういった心配もでございますので、そういった被害木にさらされないような樹種の選定という方法も考えられるわけです。ただ、民有林ということでその部分はちょっと所有者とお話をしながら、そういったことを進めていきたいというふうに思います。

委員長（土門勝子君） 1番、齋藤武委員。

1 番（齋藤 武君） 当然民有林ですといういろいろありますでしょうけれども、ですけれども、ベクトルとしてやはり樹種の転換等々もあり得るのだというのは、ぜひ頭に入れていただけたらと思います。

遊佐町の砂丘の松林を白砂青松を保つために江戸時代から多くの人が苦勞してきました。これについては私がここで多くを申すまでもないのですけれども、ただやっぱり非常にこれは江戸時代頑張ってきて人は、まさか平成の時代にマツノザイセンチュウが、松くい虫が猛威を振るうということまでは考えなかったと思うのです。そこが非常に歴史の皮肉だと思うのですけれども。だからこそ今度は先人の残した部分をベースにしつつ、それをただ倣うだけでなく、新しいやり方を構築していくというのは意義がすごくあるのかなというふうに思います。

話繰り返しますけれども、伐倒駆除をしますと、当然切り倒した材が出ます。葉っぱも含めて出ます。場合によっては根っこの部分も出るかもしれない。現状ではそれに関しては廃棄物という言い方あれかもしれませんが、要らないもの扱いで、厄介で処理をしなくてはいけないというものになっていると思います。当然それがいきなり有価物になるかということ、それは大変難しい話ではあると思うのですけれども、100%ではないにしても幾らかでもそれを有価物にしたりあるいは商売に結びつけるということは考える余地はあるのではないかと思います。結局よく言われる話として以前は松林がきれいだったと。薪炭のために枝葉、松ぼっくり拾ったり、あるいは最近私聞いて驚いたのは、砂丘部の松林に落ちた松葉を拾い集めて束ねて1束何ぼで遊佐町の平野部のほうに持ってくると、暗渠排水のために買ってくれたという話を聞いたことがありました。今の時代そういうことはないでしょうけれども、とにかく当時お金になったということもあって、結果的に松林がきれいだったので、少しでも枯れた木があればすぐ駆除して松くい虫が広がらなかったというふうに言われています。それはやっぱり学ぶべき点は大きいと思うのです、そっくり同じにできないにしても。

先ほど申し上げた、きのうあった一般行政報告の6ページには遊佐町再生可能エネルギー設備導入事業費補助金の話が載っていました。その中の記事によりますと、補助金の申請の中の一環として木質バイオマス設備の補助金の申請が3件あったというふうに載っています。木質バイオマスなのでこれはひょっとしたら新しく、例えば鶴岡にあるようなある程度の規模のバイオマス発電ができるのかなというふうに思って、きのう担当の係長に聞きましたところ、家庭用のペレットストーブだそうでした。それはそれで補助金としてはいいのでしょうかけれども、そう考えたときに鶴岡のように、そっくり同じようにいかどう

かわからないけれども、ひょっとすれば、バイオマスの資源はあるわけなので、遊佐町でもやりようによっては伐倒した松材を使った発電設備等々というのも考えられなくはないのかなというふうに思ったわけなのです。東のほうを見てみると、東のほうというか山麓のほうの里山もあって、そちらは松ではないにしても、やはりいわゆる荒れていると言われている林地があるわけなのです。そういうところの再生も含めて遊佐町全体の林地の利活用という観点からして、バイオマス発電だけではないにしても、いろいろ今日的な利活用の仕方というのはあるのではないかなというふうに思うのですけれども、そこらに関して今現在何か担当課のほうでプランを温めているものがあれば、教えていただきたいと思うのですけれども。

委員長（土門勝子君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤廉造君） お答えいたします。

まず、残材の処理材と間伐材の利用も広く考えてという意味のご質問だと思いますけれども、まず伐倒木材についてはバイオマス発電ということで現在も酒田、飽海地区への地区としての供給は行っているわけですが、今お話にありましたとおり、鶴岡地区でのチップ材としての需要が高まっているところもございますので、そういったところの運搬経費も見ながら考えてまいりたいというふうに思っております。

それから、東山地区の間伐材の有効活用といった点では、今森林経営計画というものがございまして、それに基づいて森林の間伐なりを行っていくというような計画になってございますが、それを民間林業者のほうで、木材林業者のほうでその森林計画を立てて、その業者のほうで森林のほうの間伐を行って、その間伐材を県内広く集成材のほうに出していくというような事業がございまして、それについては業者が全てやることによりまして、今の新型の設備、機械等も導入がされているということで、いわゆるバックフォアタイプの重機のほうを使いまして、乗用タイプなのですが、それで全て伐採から、枝払いから、丸太切りまでその１台で全部その場で現場でできるというようなそういった重機も出てきておりますので、そういったものを活用しますと、非常に今までよりも間伐に対する経費が下がるということで、それに県の補助金が業者さんのほうに入るということで、最終的には森林所有者さんのほうにそういった間伐材としての利用が、収益の向上が図られていくというような事業がございまして、そういった取り組みを一例でありますけれども、来年度吹浦財産区の中でもそういった取り組みをしたいというふうに考えておりますので、そういった間伐材の有効活用もこれから考えていきたいというふうに思っております。

委員長（土門勝子君） １番、齋藤武委員。

１ 番（齋藤 武君） ぜひそれは文字どおり積極的に進めていただきたいと思います。

今話にはなかったのですけれども、例えば松の葉っぱですけれども、これをきれいに集めて堆肥化すると相当良質な堆肥ができると言われております。ただ、腐るのに時間がかかるものですから、そういう部分がありますけれども。あと、最近酒田で事例があったのは、松林からシヨウ口というキノコが、復活ではないですけれども、生えているのがあったということで、いきなりいわゆるマツタケを求めるというのはちょっと飛躍した話でしょうけれども、そういう意味では複合的な林地の利用というのはできるのかなと思います。

先ほど江戸時代の先人の話にちょっと触れましたけれども、やっぱり今日的に仕切り直しではないですけれども、新たなスタートとして先人に学びつつも、次の遊佐方式と言われるような総合的な林地の利活

用、管理というのはぜひこの機会につくっていったらいいのかなというふうに思います。この時間一般質問ではないので余りこういうことを言うのはあれですけども、ただ、話繰り返しますけれども、松くい虫対策に関しては毎年相当な金額が入っているということもありますので、やはり町民に理解してもらって親しんでもらえば話というのはまたもっと楽しいやり方も、方向性も出てくると思いますので、ぜひ困難はつきまとうのは承知しておりますけれども、力強く進めていただきたいというふうに願ひまして、質問を終わります。

委員長（土門勝子君）　これで1番、齋藤武委員の質疑は終了いたします。

2番、松永裕美委員。

2番（松永裕美君）　私からは2点質問させていただきたいと思います。

議案書20ページ、7商工費、3観光費、8報償費の各種観光キャンペーン謝礼という名目でございます、こちらの内容と、あともう一つが15ページ、2総務費、8の企画費、負担金補助及び交付金、定住住宅空き家活用事業補助金、減額350万円、この2点についてお聞きしたいと思っております。

まず最初に、各種観光キャンペーン謝礼の減額96万円の内訳をご説明お願いいたします。

委員長（土門勝子君）　堀企画課長。

企画課長（堀　修君）　お答えをいたします。

11月の臨時議会の補正でプレミアム旅行促進事業ということで補正をさせていただきました。そのときに報償費420万円ということで補正をさせていただきましたけれども、地元の特産品を送る単価、それが3,500円というこの中に送料分も含めて予算要求をしてしまったということで、今回本来通信運搬費で措置するべきの1,200件分の送料分800円、この96万円を報償費から通信運搬費の組み替えをするということで報償費をマイナスの96万円、そして通信運搬費に96万円を増額させていただくという補正内容でございます。

委員長（土門勝子君）　2番、松永裕美委員。

2番（松永裕美君）　はい、理解いたしました。

私は日ごろから町民の方にわかりやすい活動をとっております。例えばこのように各種観光キャンペーン謝礼という文句を見ても、やはり専門家でないとわからない、例えば私たちもこの場で質問して丁寧に答えていただければ理解できるという一つ一つの事案でございます。今回私がこれを取り上げた理由は、観光というのは何なのだろうというところで、私たちの税金を行政の執行部のほうできちんと使っているということはとても理解しておるのですけれども、観光というのは町のほか、町外、県外または海外からこの町のよさを知ってもらうために繰り広げる事例でございます。そしてキャンペーンって何だろうというときに、キャンペーンというのはその展開においてプラスの経済活動をするためのツールややり方やPRをするということでございます。そしてこの96万円減額のことは理解できたのですけれども、これから予算を立てたりするときに1つだけ思ったことがございまして、よく町民の方たち、一番今言っていることが自分たちが自分たちの町をわからないということをよくおっしゃいますので、町民の方たちが町民で、きちんと遊佐町を知るということも大切なのかなと。そして観光という言葉で言いますと、もしかしたら町内にいる方たちが一番遊佐町のことをこれから知っていかなくてはいけない時期に来ているのかなと思います。そしてこのキャンペーン謝礼も我々が謝礼を受け取る活動をすればいいわけなので

すが、また違う活動の仕方ではぜひ企画課の方にもこれから取り組んでいていただきたいなと思っております。これからのやり方としては、このキャンペーンは企画課のほうでもまた取り組んでいかれる意向でございますでしょうか。

委員長（土門勝子君） 堀企画課長。

企画課長（堀 修君） お答えします。

今回プレミアム旅行促進事業を行った理由につきましては、冬の一番、要するに旅行業界にとってお客さんの入らない時期に何とかして町のホテル、旅館等々にお客さんを呼び込みたいという思いで行った事業であります。今現在の実績を見ましても、鳥海温泉遊楽里を初め酒田屋旅館さん、あと鶴屋旅館さん等々にお客さんがかなり入っているようでございます。そういった意味ではある程度成果のほうは順調にできているのかなという考えをしております。観光事業につきましては、これだけにとどまらず、これから今年度酒田港に海外クルーズ船等々入ってきます。そういった事業にもこういった経験が生かされるように、これから担当課のほうで検討をしていきたいというふうに思っております。

委員長（土門勝子君） 2番、松永裕美委員。

2番（松永裕美君） 理解いたしました。

日々苦心しながら前向きに取り組んでいただいているので、私のほうもそのところは十分理解しております。町民の方たちもどういことをどうやってやっているのかなと日々疑問に思っている方たちもたくさんいらっしゃるので、活動しながらそういうところを私も丁寧に説明していきたいと思っております。

次に、総務費、定住住宅空き家活用事業補助金について、内容のほうをお願いいたします。

委員長（土門勝子君） 堀企画課長。

企画課長（堀 修君） お答えをいたします。

19節の負担金補助及び交付金の中のマイナスの350万円ということで、定住住宅空き家活用事業補助金の減額でございます。これは当初予算で3棟分を計画しておりましたけれども、1棟分の要するに空き家が確保できなかったための減額ということでございます。平成28年度、今年度につきましては、第7号のリフォーム空き家、それから8号が今整備中でございます。今年度2棟は整備予定でございましたけれども、1棟分の空き家が確保できなかったということの減額でございます。

委員長（土門勝子君） 2番、松永裕美委員。

2番（松永裕美君） 8号までということなのですが、集落名でよろしいのですが、1号から8号までの集落名を教えてください。

委員長（土門勝子君） 堀企画課長。

企画課長（堀 修君） お答えをいたします。

1号から6号の集落名は今資料を持ち合わせておりませんので、後ほど回答をさせていただきたいと思っております。7号は五日町の空き家でございます。これは12月に完成をいたしまして、既に3名が入居済みでございます。それから、第8号ですけれども、これは野沢にある空き家でございまして、2月の24日ごろには完成予定でありまして、3月中に内覧をして入居者の募集をしたいということで考えております。

委員長（土門勝子君） 2番、松永裕美委員。

2 番（松永裕美君） 私が今回この質問をさせていただいた理由は、1棟から8棟、これからさらに9棟、10棟と続けていく上で、俯瞰して遊佐町を見たときにどこに空き家をてこ入りをするかというところが一番の肝ではないかと考えたからです。どこから見ても鳥海山が見える町、ロケーションのよい空き家を求めている方たちが遊佐町を訪れ、住みたいと思って老若男女いらっしゃいます。それで今回もせっかく予算でこれから頑張っていこうといったときに、ちょっと次に送られてしまったということで、どうして予定が今回変わってしまったのか、原因もしわかれれば簡易的でいいので教えてください。

委員長（土門勝子君） 堀企画課長。

企画課長（堀 修君） お答えをいたします。

今現在空き家バンクのほうに登録をお願いして集落支援員等と活動をしているわけですが、このリフォーム案件につきましては期間が10年ということで町に貸していただく期間がございまして、一定期間10年間という長い期間でありますので、それを預けるといってにやっぱりちゅうちょなされる家主の方が多いのではないかというような分析をしております。

委員長（土門勝子君） 2番、松永裕美委員。

2 番（松永裕美君） 私も過去に集落支援員という業務をさせていただいたときに、一番難しいのは貸していただく町民の方たちの内容の把握と理解と共感というところが難しかった覚えがございまして。つまりは町をよくしたいと思い、我々議員もそうですが、町長、執行部の方を初めみんなが両輪となってやっていく中で、これどご貸してどうなんやと、これどご借りっでながとかという言葉から始まり、いろんな規約、申送書、やはりアレルギー反応を起こされます。そして今丁寧に教えていただきましたが、10年間のくくりということで、せっかく話が煮詰まって、ビジネスライクで言うと契約となりますと、ほごになってしまう場合もございまして。それも決して大家さんが意地悪で言っているわけではなく、やはり空き家を持っている方がこちらにいなかったり、兄弟の子供だったり、本当に細かな作業をしなくては空き家というものには手をつけられないという現状がございまして。

今課長がおっしゃったように、予定で何%まで進んでいたのに、結局契約に至らなかったのか、それは内容はもちろん存じ上げていると思うのですが、どの段階でだめになってしまったのでしょうか。

委員長（土門勝子君） 堀企画課長。

企画課長（堀 修君） お答えをいたします。

空き家を貸す場合にいろんな支障があるわけですが、一番大きい原因というのはやはり仏様があるというか、仏壇があるというか、あと今まで空き家とはいえ、これまで生活なされた資材等々、そういったものがございまして。あとはもう一つは相続の関係、そういった一連の原因によってなかなか貸すという行為に、決断に至らないというのが実情ではないかと思っております。

委員長（土門勝子君） 2番、松永裕美委員。

2 番（松永裕美君） 私は補正の内容を見て、やはりそのように契約に至らなかったのだとか、何かいろいろあったのだかと推測はされたのですが、今回はそれを理解しながら次にまた邁進していただければなと思っております。

遊佐町の中で空き家を探すときも決して一方から見のではなく、こんなところ誰が借りるのだという概念ではなく、この空き家はここがすばらしいという長所を見つけながら、次のターゲットを決めていた

だき、要は偏らないように、やはりバランスだと思います。1カ所に空き家利活用の予算が投入されるのではなく、全町民の方がやはり一番大事なのがバランスと平等だと思うので、そのところも組み入れていただいて、これからも日々業務をお願いしたいと思います。

委員長（土門勝子君） 堀企画課長。

企画課長（堀 修君） それぞれの空き家にとってその地区の特徴がございます。利便性等々を集落支援員を通じて移住なされる方に情報提供をしていきながら、空き家の利活用に努めていきたいというふうに考えております。

あと先ほど質問がありましたリフォーム空き家の1号からの集落名でございますけれども、申し上げますと、第1号が下当上、第2号が丸子、それから第3号が五日町、第4号、第5号が駅前1区、第6号が松山という状況でございます。

委員長（土門勝子君） 2番、松永裕美委員。

2 番（松永裕美君） 今教えていただいた1号から7号までに既に新しくファミリーや単身の方が入って遊佐に定住してくださっていると、実績ということですので、これからもこの取り組みを丁寧に、そして急ぐときには急ぐ形でやっていただけたらと思います。

ひとつあと空き家を紹介するときに、こんなところ誰が住みたいのだろうという概念は捨てて、来ていただいている町外からの方、県外からの方の気持ちを丁寧に酌み取っていただいて、それで遊佐町のどこにどのように住みたいのかというところを重点的にやっていただければ、私はこの方向はとてもこれからのいい方向に進むと思っておりますので、ぜひよろしくお願いいたします。

以上です。

委員長（土門勝子君） これで2番、松永裕美委員の質疑は終了いたします。

4番、筒井義昭委員。

4 番（筒井義昭君） 私のほうからも6号補正について各課2問ずつ、6問にわたって質問させていただきたいと思います。

第1点目は、歳入の11ページ、款は国庫支出金、項は国庫補助金、目は土木費国庫補助金、節は道路橋梁費補助金、内容としては社会資本整備総合交付金、これは旧地域活力ということで2,112万5,000円、これ減じられております。当初予算の計上額が4,225万円でありますので、半減されている。それを受けてか歳出のほうの21ページ、款土木費、項道路橋梁費、目道路新設改良費の中で、今回私が質問したいのは、広畑橋に関しての進捗状況についてお聞きしたいと思いますので、用地取得費というのが今回の補正減額で326万円ほど減じられておりますが、広畑橋用地取得、実績なしによる減というのが100万円、そして立ち木補償に関してはマイナスの300万円のうち、広畑橋関連が100万円減じられております。こういうふうに社会資本整備総合交付金が減じられることによって事業なども実施できないというような状況なのだと思いますけれども、それに対して町債を起債して、そして補完したような形で事業というのは実施されておりますけれども、金杉橋が頓挫してから広畑橋の改良工事、改修工事というのが打ち出されて、ほぼ3年ぐらいになると思うのですけれども、現時点の広畑橋改修工事の進捗状況、全体の予定に対する進捗状況というのが順調にいつているのかいつていないのか、そこら辺お聞かせ願いたいと思います。

委員長（土門勝子君） 川俣地域生活課長。

地域生活課長（川俣雄二君） お答えします。

詳細、金額的に何%進んだとかそういった形ではちょっと今押さえておりませんが、今委員おっしゃられましたように、近年国庫補助の国からの配分がかなり押されております。町から要求している額の半分、ちょうど50%でありました。というのは、なぜかということで我々もちょっと県のほうに、何でもこんな形で押られるのだということで確認をしましたところ、広畑橋については橋梁長寿命化計画を策定をして整備をする予定をしているわけですが、その橋梁長寿命化計画を策定する際に、現地調査を全て行っております。その調査の仕方が、最初に指導された内容から途中で変わっております。町のほうでは5年前もう既に計画を立てて始まったわけですが、その後方針が変わって、近接目視をしたもので計画をつくらないと補助はできませんと、そういったことが少し理由だったわけですが、それで今それを近接目視できているところ以外については配分を押されている、抑えられているという状況でございます。

そういう形で今現在は半分ぐらいしかついておりませんが、今年度は近接目視で今調査しております。今年度中にできますので、それでもって来年はちょっと反映されないのかもしれませんが。再来年あたりからは配分がほかの地区と、整備既に済んでいる地区と並ぶような、そんな形になろうかと思えますが。その減額をされたものでどういった形で影響しているか、将来的な予定された年度の完成が見込めるのかという話でございますけれども、町としては今のところは、これからまだ最終目標年度が広畑橋の場合ですと31年完成を目標としておりますけれども、31年までに町の予算を削られて減額をした分も含めて増額をしていって、残された年度で完成まで持っていく、そういう今予定を組んでおります。そのために国に対する予算要求の仕方も少し工夫を加えながら要求をしていこうかなというふうに考えておまして、31年までの完成は今のところ可能だという判断をしているところでございます。

委員長（土門勝子君） 4番、筒井義昭委員。

4番（筒井義昭君） やはりなかなか通ることのない橋ではありますが、あそこら辺の地域住民にとっては改修待たれる橋なのだと思います。痛ましい事故も橋近辺であったわけですし、道路形状上、あそこちょうど橋がクランクのような形になっているような、いわゆる通行においてもやっぱり改良が求められる橋なのではないかなと思います。ぜひ31年をめどに着実に進められることを要望いたします。

次、移らせていただきます。18ページ、款衛生費、項保健衛生費、目環境衛生費、節工事請負費として、水力発電設備撤去工事費48万円、これは平成29年度当初予算の前倒しで取り組まれるという事業でありますけれども、この水力発電設備撤去工事というのは、この建物自体というのは、多分平成20年あたりから取り組まれた緑の分権改革事業、いわゆる遊佐中学校西側水路に設置されたマイクロ水力発電設備の撤去費用なのだと思います。そうなってくると、今回撤去するということになると、この事業というのは撤去した時点で終わるわけです。そうすると、8年から9年間にわたってマイクロ水力事業というのが緑の分権改革事業として取り組まれたわけですが、これ終わることになると思うのですが、この事業のやはり総括というのがなされなければいけないのではないかなと思いますけれども、中学校のマイクロ水力発電事業の総括に関して、地域生活課長は現時点でどのようにお考えか答弁願います。

委員長（土門勝子君） 川俣地域生活課長。

地域生活課長（川俣雄二君） お答えします。

今委員おっしゃられましたように、この発電設備につきましては、町としては取り組んだのが平成22年度、緑の分権改革事業、これによって再生可能エネルギーの可能性等も含めて把握するという事で、遊佐町マイクロ水力発電実証調査事業という形で100%補助を受けて実施をしたわけでございます。そのときに設置した発電機でございます。これ設置をして、発電能力等の調査をすることになったわけですが、1年でこの事業については終わっております。その後せっかく設置したものであるということで、機材については町のほうで買い取りをさせていただいて、すぐ脇に中学校があるわけですので、中学校の教材とさせていただいて、そのまた発電した電気については通路の電気として利用しながら、そういった形で一つの教材として継続使用しようということで、これまで利用をさせていただき7年経過をしてございます。

その中で今後の可能性についていろいろ検討してきたわけですが、現実的にはかなり利用するには厳しい施設であるというふうな結果でございました。というのも設置をした初年度から、特に秋口から落葉が始まると、設置箇所がバス停のバスの車庫の前にある水路、あそこに設置している関係上、水路の上流のほうには落ち葉が落ちる木がいっぱいあるわけですので、そこから入った落ち葉が発電機に絡む、それで常に停止をする状況でございました。毎日のように発電機の清掃、そして調整をする必要がありまして、かなり苦勞をしたというふうに聞いております。そういった状況もありまして、何とかこれからも調査をする必要もあったということで、22年度の実証が終わっても委託をしてやってみようということで業務委託をしてこれまで1年間は町で管理をし、2年目以降6年間については委託をして管理をしてきましたが、やはり先ほど申し上げたようなそういった状況がありまして、維持経費が年間50万円ほどかかるものですから、これではちょっと今後の維持については難しいだろうという判断をいたしました。教材という使い道はあるにしても、余りにもちょっと経費がかかり過ぎてということがありまして、今回までの経過も踏まえて撤去をさせていただくという町の判断をさせていただいたものでございます。

委員長（土門勝子君） 4番、筒井義昭委員。

4番（筒井義昭君） そうなのです。やはりクリーンエネルギーというのに取り組むということで、調査事業としてこれは100%の補助をいただいて1年間調査事業が進められてきたわけです。しかしながら、平成22年度の遊佐町緑の分権改革推進事業成果報告書、22年度に出されているわけですが、やはりマイクロ水力の欠点というのが、いかんせん上流から草とかごみ関係、葉っぱ関係が流れてきて、発電設備に影響を及ぼしてしまう。そしてそれを除去しなければいけないということで、報告書の段階からもうゆるひっかかった草木を撤去するのに54万円ぐらいはかかるだろうと。それが維持管理費だったのだと思うのです。しかし、五十数万円という金額をまるっと22年度からにしても6年間、当初の調査事業始まった時点から含めれば8年間になるのではないかなと思います。そしてあの状況下であのマイクロ水力をあの場所に設置していると、やはり50万円の維持管理費というのが発生するだろうということは十分想定できたのだと思います。途中で立ちどまって、草木や枯れ葉が流れてこないような好立地の場所に移設するとかやはり考えなければいけなかったのではないかなと思います。しかしながら、覆水盆に返らず、こぼれたミルクはポットには戻らないということわざどおり、これをこの8年間のこの事業に関することを批判するつもりもございません。しかし、やはり一度立ちどまって設置場所とかマイクロ水力発電事業自体を考え直さなければいけない状況であったのではないかと私は思います。設置されてほぼ8年から7年

たつあのマイクロ水力発電施設でありますけれども、これだけの年数がたつとやはり発電機、そして水車部分も大分経年劣化していることは想定されますけれども、撤去した後の移設とか再利用、利活用みたいなものというのが考えられているのか、それとも経年劣化によって廃棄するしかない状況であるのかお聞かせ願いたいと思います。

委員長（土門勝子君） 川俣地域生活課長。

地域生活課長（川俣雄二君） お答えします。

先ほども申し上げましたようにして、漂流物の影響を受けてこれまで何度も調整等を繰り返しながら何とかこれまで維持してきましたけれども、それに要する費用が高過ぎるということと、何度も繰り返し調整をしてきたことによって、通常の使用よりもかなり劣化度が激しいという判断をしております。そのために今後同じ機材を使ってどこかに移設をするにしても、これから発生する維持経費、修繕経費がかさむことは大いに見込まれるということから、今回は同じ機材についての再利用というのはできないのではないかという判断をいたしております。

委員長（土門勝子君） 4番、筒井義昭委員。

4番（筒井義昭君） わかりました。

そしてやはり調査事業が終わった時点で、町で引き受けたときにあの機材自体は380万円ほど町の予算を出して下請したというか、決算書にやっぱりあの設備を買うのに380万円ぐらい出したという決算書にのっておりますので、380万円ぐらいは実質したわけですけども、それというのはやはり中学校の隣接地にある発電施設であるがゆえに、やはり中学校の生徒のクリーンエネルギー、新エネルギーに関する教材としても利用できるのではないかというふうな期待もあったと思うのですけれども、調査期間というのが平成22年の12月から2月までの3カ月間は国の調査事業によってなされている。それに中学生の生徒たちも発電量とか水量とかを調査して、そして教材としても利用してきた経過はあるのですけれども、この調査事業が終わってからの中学校生徒による水力発電の調査とか、こういうことに使えるのかというふうな教材としての利用というのはなされてきたのでしょうか。

委員長（土門勝子君） 川俣地域生活課長。

地域生活課長（川俣雄二君） お答えをします。

教材としての利用としましては、施設の設置場所で鶴岡高専と言っておりますけれども、鶴岡高専の教授を講師として招いて、そこで理科の学習教材として生徒に指導したという実績がございます。子供たち独自の調査事業として研究等の材料として使われたかということで、こちらのほうでもちょっと改めて確認をしましたけれども、その実績としては余りなかったというふうに聞いております。ただ、照明の電気として使っているわけですので、電気供給ができることから、子供たちがクリスマスのころになりますとイルミネーションの設置をするなどして、地域に対する利用という形では今でも利用されてきたというふうに考えております。

委員長（土門勝子君） 4番、筒井義昭委員。

4番（筒井義昭君） これは次の世代に向けたクリーンエネルギー、新エネルギーの調査事業としての取り組みでありましたので、費用対効果などというものを私は求めるものではありません。しかしながら、やはりKPIとPDCAという考えというのは、こういう事業に関しても必要なのだらうし、これからも

こういう事業というのはいわゆる県から勧められて、国から勧められてという形で町が受けなければいけない、町が取り組まなければいけないときにおいても、やはりPDCAとKPI、そして事業目的というものをしっかりと見定めた形で取り組まれることを期待申し上げます。

次、移らせていただきます。産業課に対して、12ページ、款県支出金、項県補助金、目農林水産業費補助金、節は農業費補助金、そしてこの事業自体は県有害鳥獣被害軽減モデル事業として10万円入ってきております。歳出においては同じ事業名で県有害鳥獣被害撲滅モデル事業、これが20万円、10万円の歳入と事業費が20万円という形になっておりますけれども、これは今年度の新しい県の事業であると思いますけれども、この20万円の被害撲滅モデル事業というのはいかに展開されたのか、取り組まれているのかお聞かせ願いたいと思います。

委員長（土門勝子君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤廉造君） お答えいたします。

この事業につきましては、升川地区の桑園、桑畑ですけれども、そちらのほうで3圃場ほど被害を受けた圃場がありまして、3圃場の外周を合わせますと、外周が850メートルほどあるのですけれども、そのところにカモシカの食害があったということで、被害を受けたものということで、その対策として周囲850メートルに電気柵を設置するという事業でございます。電線を3本ほど周囲に張りめぐらすということで、850メートルですけれども、900メートル換算で3乗で2,700メートルの電線を用意してそれを設置するという事業でございます。

委員長（土門勝子君） 4番、筒井義昭委員。

4番（筒井義昭君） それだけの事業だと20万円ではできない事業なのだと思いますけれども、これ助成率というか補助率というのはどれぐらいの、総事業費に対して何%の県と町の半分、半分で補助するみたいですが、総事業費というのはどのぐらいになると想定されているのでしょうか。

委員長（土門勝子君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤廉造君） お答えいたします。

総事業費は60万円でございます。県が4分の1の補助をするということでございますが、要綱の中でただし町も県と同額またはそれ以上の補助をする場合に限るというふうなことでございますので、町も4分の1ということにさせていただいたわけですが、ただ上限額が働まして10万円、県も上限でございます。あわせて町も10万円ということで20万円の補助と、あと対象事業者の持ち出しが40万円という形になってございます。

委員長（土門勝子君） 4番、筒井義昭委員。

4番（筒井義昭君） 補助率も低いし、そして10万円というマックスだということだと、やはり鳥獣害事業としてもなかなか大きい取り組みというのはできないのだなと理解したところでした。

この鳥獣被害対策というのは、当初はさまざま鳥獣被害対策の事業費が組まれております。有害鳥獣捕獲報償交付金とか鳥獣被害防止対策協議会補助金とか、狩猟免許取得支援補助金などが当初の段階で始められたわけですが、当初よく議論されたのはハクビシン対策、多分鳥獣捕獲報償交付金というのもこれはハクビシンを捕まえたときにわなをかけて捕獲したときに、交付金として1頭について幾らか支払うというふうな事業だったと思います。この事業を受け、本年度に入って、これは今年度から始まった事

業なのですけれども、ハクビシンの捕獲頭数は何頭ぐらいあったのか。そしてハクビシンの被害があつて、わなを設置してくださいよというような申請というのが町当局に何件ぐらい入ってきたのか、お聞かせ願いたいと思います。

委員長（土門勝子君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤廉造君） お答えいたします。

ハクビシンですけれども、まず被害の相談件数は3件ほどございました。ただ、ハクビシンの場合、庄内支庁内に届け出をして許可をもらわなければいけないという、事務が複雑だということで、その説明を申し上げましたところ、やはりそれではその事業は使わないというふうなことが、そういったご指摘もございまして、町のほうでそれを捕獲したというケースはございませんでした。ただ、家の中でそれをやられたというケースもあるかと思いますが、届け出が必要ということで実際捕獲したという件数はゼロということでございます。

委員長（土門勝子君） 4番、筒井義昭委員。

4番（筒井義昭君） ハクビシン対策、今課長からお話がアツたように捕まえるにしてもなかなか県の規制が非常に、いわゆる県の対応の段取りを踏んでいかなければいけないので、ハクビシンを個人で捕獲するということもできないし、捕獲したハクビシンを勝手に処理もできないということで、なかなか難しい問題なのだろうなと思います。しかしながら、家屋の屋根裏に侵入されて住みつかれたとか、穴をあけられたとかというふうな事案もよくお聞きしますけれども、そういうふうな被害があつた際の防御策などについての相談などもやっぱりあるのだろうなと思いますけれども、そこら辺はいかがでしょうか。

委員長（土門勝子君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤廉造君） 28年度につきましては、住宅への侵入での被害という相談とかそういうものはございませんでした。

委員長（土門勝子君） 4番、筒井義昭委員。

4番（筒井義昭君） そろそろハクビシンからは脱出させていただきたいと思います。

やっぱりこれは鳥獣被害というだけではなくて、今回カモシカというのはやっぱり春先になるとよく里のほうにおりてきて、新芽を食べるというふうなカモシカであります。私も毎年、毎年山に入るとカモシカに遭遇します。やっぱりがたいが大きいので遭うとびつくりしますけれども、よっぽどでない限り襲ってくることはないので、気をつけているわけですが、カモシカもしかり、今温暖化によってさまざまな動植物が北進している。かつては県にもいたろうイノシシなどは戦後いなくなったと言われておりましたが、山形県内でも目撃情報が出されております。ニホンジカにしても山形県には生息しなくなったと思われていたのが目撃されております。私はやはりニホンジカが南アルプスや尾瀬などでニッコウキスゲとか高山植物を食い荒らし、そして山の高山植物の生態を変えてしまうおそれがある。そして中部から福島あたりではそういう被害が実際に出ていることを考えると、ニホンジカの北進情報をやはり町は他自治体とまた県と連携をとりながら図っていかなければいけない。北進を防ぐという、ニホンジカにしても保護獣に指定されていると思いますので、来たいものを来るなというふうな、そしてそれを駆除するということはなかなか難しいと思うのですけれども、連携はとる必要はあると思いますけれども、いかがでしょうか。

委員長（土門勝子君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤廉造君） お答えします。

ニホンジカについては庄内管内だけでなく、遊佐町でも目撃情報があるという実態がございますので、まだ被害報告等までは確認はされていないのですけれども、生息状況でありますとか被害状況、これから出てきた場合把握しまして、遊佐町鳥獣被害防止計画の中にニホンジカとイノシシの項目も盛り込んで考えていく必要があると思います。

委員長（土門勝子君） 4番、筒井義昭委員。

4番（筒井義昭君） やはり尾瀬などでは、尾瀬地帯というのはニッコウキスゲの生息地として非常に有名なところなのですけれども、ニッコウキスゲを見ることができなくなったという危機的な状況というのが、鳥海山のニッコウキスゲ群落にもそういうことがあっては大変だなと思うわけです。

次、移らせていただきます。これもなかなか見かけることができない事業だったのですけれども、予算書の19ページ、農林水産業費の農業費、農業振興費の負担金補助及び交付金、農と食による地域の魅力創造事業補助金、これは歳入においても歳出においても30万円減額されておりますけれども、事業内容を説明願います。

委員長（土門勝子君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤廉造君） お答えいたします。

この事業につきましては、まず平成27年度までの取り組みの事業内容でしたけれども、それにつきましては杉沢地区で啓翁桜の圃場の栽培と、それから省力栽培ということで省力化に伴う、そういった皮むき器の開発、あと小枝を活用したテーブルフラワーとか、そういったものに事業を展開していたということでございました。杉沢のほうの事業は啓翁桜は27年度で終了しまして、28年度ということだったのですけれども、申請団体のほうがなくて、事業のほうは歳入歳出とも落とさせていただいたという状況であります。

委員長（土門勝子君） 4番、筒井義昭委員。

4番（筒井義昭君） 農と食による地域の魅力創造事業と言いながら、啓翁桜というのは食なのかなというふうに思ってしまったところがあったのですけれども、やはり遊佐町でこの事業に該当するような事業というのは、こじしは申請がなかったから30万円の減なのだというような説明なのですけれども、遊佐町でもこの間地域の宝の研究発表みたいなのが学習センターでありました。そして遊佐小学校と高瀬小学校と遊佐高校と遊佐中学校、4校が1年間取り組んできたことを発表していただいたのですけれども、高瀬小学校ではいわゆる伝統野菜の復活と継承をという意味で、善吉菜の発表でありました。在来品種、地方創生にということで新聞の記事がございました。在来種は食生活を豊かにするだけでなく、伝統文化の継承などによる地域振興、さらには生産作物の多様性、遺伝資源、保存等々、在来種は小とはいえども根っこは大きなものがある。つまり在来種をきちんと残していかなければいけない、伝承、継承していかなければいけないというふうな新聞記事でありました。そういう意味では高瀬小学校の善吉菜の取り組み、あれを地域に広げるとしたならば本事業に該当になったのだと思いますし、さきの議会でも言ったところの庄内米を使ったグラノーラ、そしてその技術というのがおこし工房さんの技術を採用しながらグラノーラが開発された。こういう事業に農と食による地域の魅力創造事業というのは該当したのではないかと。

そういうものにこういう補助金があるのだよというふうな形でもっともっと産業課としては取り組まなければいけなかったし、これをやっぱりもっと宣伝しなければいけなかったのではないかなと思いますけれども、いかがでしょうか。

委員長（土門勝子君） 4番、筒井義昭委員への答弁を保留し、午後1時まで休憩いたします。
（午前11時56分）

休

憩

委員長（土門勝子君） 休憩前に引き続き会議を行います。
（午後1時）

委員長（土門勝子君） 4番、筒井義昭委員への答弁を保留しておりましたので、答弁のほうよろしくお願ひします。

佐藤産業課長。

産業課長（佐藤廉造君） お答えいたします。

先ほどありましたご質問ですけれども、この事業が県の要綱にも伝統野菜等ということで、そういったものの産地づくりに向けた実証圃の設置でありますとか省力栽培、またPR事業に取り組むソフト事業を支援するという事業でございますので、先ほどお話にありました善吉菜についても実証圃の設置でありますとか、生産の普及でありますとか、そういったものにソフト面に使うものであれば適用になるのかというふうに思われます。

それでこうした事業、ソフト支援事業においてもやはり昨年9月に農業インフォメールですが、ああいったものをつくっておりますので、そういったものに広く載せて申請者の方にPRできるような、どちらかというところハード面とか国庫補助事業とかそういった案内を主に置いてきた点がありますので、そういった事業についても皆さんにPRできるように努めていきたいというふうに思います。

委員長（土門勝子君） 4番、筒井義昭委員。

4番（筒井義昭君） この事業というのは4分の1の補助事業ですけれども、やはりそういうふうに伝統野菜の継承とか新しい6次産業化に向けた取り組みに関しては、たとえ4分の1としてもやはり取り組むときのばねになる、助けになるということは確かでありますので、PR事業、そしてこういうふうな事業があったときに啓発する、そして宣伝するというその努力がぜひ必要なのだということをお願い申し上げまして、この項は終わらせていただきます。

それでは、教育課のほうに移らせていただきます。22ページの遊佐高校就学支援事業として24万8,000円ほどが今回補正計上されております。遊佐高校就学支援は就学、通学、キャリアアップ、学習支援策が講じられているわけですが、この24万8,000円というのはいかなる支援に対する増額なのか、答弁願ひします。

委員長（土門勝子君） 高橋教育課長。

教育委員会教育課長（高橋 務君） お答えをいたします。

今回24万8,000円の補正のお願いでありますけれども、通学支援タクシーの運行にかかわる不足額とい

うふうなことでございます。今年度生徒の要望をとりまして運行しているわけですが、当初計画になかった浜中―酒田駅線、これの追加によって全体的な事業費として3月に不足を生じるというふうなことで補正をお願いするものであります。

委員長（土門勝子君） 4番、筒井義昭委員。

4番（筒井義昭君） そういうふうに遊佐高校に通学する意味で、公共交通が接続されないような地域に住まわれている方々に対して、遊佐町はそういうふうにタクシー事業ということで展開しているということは、遊佐高校の存続のためにも、遊佐町の活性化のためにもありがたい施策であることは確かです。しかしながら、通学支援となってくると、遊佐高校の場合ひとつとったとしても、酒田から遊佐に通われている方、そして秋田県南部から遊佐駅まで通って遊佐高校に通学されている、JRを利用して通学されている方々もいらっしゃるわけです。そういう意味ではいわゆる通学定期のある程度の支援策というのも講じられなければいけないと思いますし、遊佐高校に町外から通われている人への支援策が講じられることを、いわゆる通学定期の助成みたいなのも講じられることを望むのですけれども、そうすると遊佐から酒田の高校へ、遊佐から鶴岡の高校へ通われている方々の高校生に対する通学支援策というのがないのはおかしいのではないかというふうな話も出てくるのだと思います。なものですから、きょう遊佐の駅に行って酒田までの6カ月間の高校の通学、学割が効いた時点での6カ月間の定期というのは幾らなのか聞いてきました。2万8,600円ぐらいなのだそうです、6カ月で。そうすると、年間だと6万円弱になる。それの3分の1ぐらいの支援策を講じるということも、今、今ではできないかもしれないのですけれども、やはり遊佐町の高校生、遊佐高校のみならず遊佐町に住む高校世代の生徒に対する支援策として、JRの通学定期の一定の、3分の1になるのか4分の1になるのかわかりませんが、そういうふうな検討もなされるべきではないかなと、長期的にはなされるべきかと思いますけれども、いかがでしょうか。

委員長（土門勝子君） 高橋教育課長。

教育委員会教育課長（高橋 務君） お答えをいたします。

現在JRの利用に関しては助成がないわけでありまして、県内を見れば庄内地区においてもそういう助成をしているところがあるというふうにもなっております。通学タクシー自体は当初スタート時点では公共交通機関のないところというふうなことでスタートしたわけですが、先ほど委員からありましたように、町内から酒田あるいは鶴岡、そういったところへ通っている高校生もありますから、そういったバランスも考えながら検討をしていきたいというふうに思います。

委員長（土門勝子君） 4番、筒井義昭委員。

4番（筒井義昭君） この件聞くために遊佐の駅の窓口に行ったところ、それを教えてくれた職員が、そういう制度があると助かるのだ、通学定期というのものがなくなるのだよと、なくなるものだからと、酒田に勤務している親御さんの場合だと、ちょっと早目に、高校の開校時間に合わせて早目に出たり、遅く出たり、そして退社時間も子供のために合わせて、いわゆる親が登下校を車で送り迎えをしているというような事例もあるみたいです。やはりこういうふうな通学定期の支援策、助成策みたいなのが講じられると、JRに乗る率というのが高まるでしょうし、今現時点である親の負担というのも軽減される、いわゆる物心両面の部分で軽減されるという可能性もあるのだということをご指摘して、この項は終わらせていただきます。

次に、同じ教育費、23ページになります。保健体育費の中に学校保健費として学校の備品購入費28万2,000円ほどありますけれども、この中に、はしょらせてもらいます。蕨岡小学校に備品として配備される場所の赤ちゃんの人形3万円ほどだと前もって伺っておりますけれども、この赤ちゃんの人形を小学校に配備しなければいけない授業目的、目的、なぜ配備するのか、なぜそういうふうな要望が、何を目的としてそういうふうな要望が蕨岡小学校から出され、配備されることになるのかお聞きしたいと思います。

委員長（土門勝子君） 高橋教育課長。

教育委員会教育課長（高橋 務君） お答えをします。

授業の中で道徳教育あるいは生活科、そういった授業の中で赤ちゃんとの触れ合い体験というふうなことで、練習用といいますか、そういったことを体験をするということでの購入の要望であります。

委員長（土門勝子君） 4番、筒井義昭委員。

4番（筒井義昭君） これ遊佐町の全小学校ではないのですけれども、実際の赤ちゃんを小学校に親御さんと一緒に迎えて、児童たちが母親のすぐそばで赤ちゃんに触れ合うという体験教室みたいなものというのが開催されていると思うのですけれども、それもやはり小学校の児童が赤ちゃんに触れ合うことによって命の大切さとか赤ちゃんのやわらかい肌に触れることによって、だっこしたりすることによって人間愛というものが醸成されるための取り組みなのだと思います。そういう意味では中学生の生徒さんたちに赤ちゃんに触れ合うような体験の機会というのが、やはり中学校だからこそ必要なのではないかなと私は思うのですけれども、その件についてご所見ございますでしょうか。

委員長（土門勝子君） 高橋教育課長。

教育委員会教育課長（高橋 務君） お答えをいたします。

現在中学校ではこういった赤ちゃんの触れ合い体験というふうな授業は行っていないというふうなことであります。インターンシップ、いわゆる職場体験で幼稚園、保育園への訪問等はしておりますけれども、行っていないというふうなことでございます。

委員長（土門勝子君） 4番、筒井義昭委員。

4番（筒井義昭君） これは少子化対策にも私はつながることなのではないかなと思っております。生活自体が豊かになり、そして教育が高い教育を受けられるようになった先進国と言われる国においては、どうしても少子化というのは避けられないような現状にあるという情報も伺っております。そうすると、少子化という少子化社会というのは連鎖する、いわゆる次の世代にも少子化というのが連鎖していくというおそれが、私はあるのだと思います。戦後のベビーブームのころには一家庭において五、六人の兄弟がいるというのがざらでありました。そうすると、長男や長女というのは年の離れた末っ子たちが赤ちゃんであるのを面倒を見る。そして一緒に遊んだりする。そうすると、守らなければいけないものというのがあるのだということをやっぱりすり込まれる。そうすると、やはりそこに父性とか母性とかというのが小さいころから妹や末っ子を面倒を見ることによってすり込まれていっているのだと思います。中学生の世代というと思春期であり、性に目覚める時期でありますので、非常に取り組み方というのは難しいのだろうけれども、そういう体験というのは中学生世代だから必要なカリキュラムなのではないかなと私は思うのですけれども、ぜひ前向きに中学校でのいわゆる赤ちゃんに触れ合うような体験、それというのは欠かすことのない体験になるのだと思うのですけれども、そこら辺検討していただきたいと、提言させていた

だきます。ご所見伺います。

委員長（土門勝子君） 那須教育長。

教育長（那須栄一君） 私も赤ちゃん人形という予算項目があるのを初めて今回の補正で気づかされたのですが、小学校ではそれぞれの学校で工夫して生身の赤ちゃん、お母さんと触れ合う機会とか設定している機会の学校もあるようですが、中学校では現在ないということですので、家庭科あるいは保健体育もあるわけですので、性教育ということは大事な学習といいますが、そういう発達段階だと思いますので、授業時数の内容的、時間的なものが確保できるのか確認しながら、大事なことだと思います。我が家の孫たちを見ておまして、そうなのです。やっぱりいとこの赤ちゃんが来てはいはい始める、そういうのには笑顔で何かサインする。そうすると、上の孫たちが寄っていったっこします。ああいうのを自然に体験できるということはいろんな意味で人間性の発達に貴重な経験といいますが、昔はおんぶして、それこそ妹をおんぶして遊んでいるお姉ちゃん、お兄ちゃんもいた時代もあったわけですが、そういう機会というのはほとんどなくなって、ましておじいちゃん、おばあちゃんもいなくて一人っ子なんていう家庭も珍しくないわけですから、そういう生身の温かみのある人間同士の触れ合いはいろんな場面ではあるのでしょうけれども、兄弟とかそういう関係であるいはひょっとしたら希薄で大人になってしまうという子供たちも少なからず出る可能性があるのだと思いますので、学校のほうの授業の内容、時数等も勘案しながら、こういう提言もありましたので、ぜひ生かしていただきたいということで話し合いの場を持ちたいと思います。

委員長（土門勝子君） 4番、筒井義昭委員。

4番（筒井義昭君） やはり教育というのは知識を授けるという意味での教育というのもあるのだと思いますけれども、体験によるすり込み学習、体験しなければ習得することのできない学習というのがあるのだと思います。そこら辺のすり込み学習的なものというのは昨今の教育では非常に希薄になってきている。だからこそ重要だということを提言させていただきまして、私の補正に関する質問と提言にさせていただきます。

以上です。

委員長（土門勝子君） これで4番、筒井義昭委員の質疑は終了いたします。

9番、高橋冠治委員。

9番（高橋冠治君） それでは、歳入のほうから質問したいと思いますが、12ページの商工費県補助金について、これ観光費補助金が404万7,000円の減になっていますが、内容をお聞きます。

委員長（土門勝子君） 堀企画課長。

企画課長（堀 修君） お答えをいたします。

これは御浜のトイレの補助金の減でありまして、交付決定額の確定による減であります。補助金が実施設計ベースで内示額が決まるために当初予算案は概算で算出していたわけですが、その実施設計ベースによる補助金の減でございます。計算は実施設計ベースで8,400万円の国、県の補助率が53.25%でございますので、それに伴いまして内示額が4,473万円となりましたので、その差額分の404万7,000円を減額したものでございます。

委員長（土門勝子君） 9番、高橋冠治委員。

9 番（高橋冠治君） 減額による影響、補正しましたよね、3,000万円ほど、9月議会で。それでまだ完成には至っていないということでありまして、その間工事費が膨らんできたという話もお聞きしました。

この減額によって町の持ち出しはふえるというふうになりますが、どのくらいふえるのか伺います。

委員長（土門勝子君） 堀企画課長。

企画課長（堀 修君） お答えをいたします。

当初予算においては地方債、これ4,280万円ということでございますけれども、前回の補正で3,070万円という増額でございまして、合計7,350万円という部分を地方債で充当をさせていただいております。今回過疎債という措置でございまして、町の全くの単独の負担という意味では2,205万円という負担になるのではないかとこのように見えております。

委員長（土門勝子君） 9番、高橋冠治委員。

9 番（高橋冠治君） 御浜のトイレ、そして山頂のトイレいろいろありますが、非常にランニングコストがかかります。ランニングコストがかかってそれで建設費もかかる、町の持ち出しもかなり多いということです。今昨年の9月9日にジオパーク認定になりました。3市1町のジオパーク構想が認定されて、鳥海山、飛島を中心にする観光をこれから推進していくのだということでありまして、トイレの負担は何で遊佐町だけこんなに多いのかというふうに私は常に思っておりますが、その辺ジオパークで3市1町がスクラムを組んでやっているの、応分の負担をその辺でしていただきたいなと、私は個人的に思いますが、その辺はどうお考えなのか伺います。

委員長（土門勝子君） 堀企画課長。

企画課長（堀 修君） お答えをいたします。

現在鳥海山にかかわるトイレにつきましては、それぞれの市、町においてトイレを設置して、それぞれの町で維持管理費を出して管理をしているという状況でございます。山頂のトイレにつきましては、建設時に半分が本町であと残りの半分を関係自治体、それから神社で負担したというような経過はあったようではございますけれども、維持管理費についてはそれぞれの町でというのが実情でございます。今現在はチップボックスということで寄附をいただいて、それを一部維持管理費に充てているという状況でございます。今回入札で改修する御浜のトイレについても、基本的にはそういった形でチップボックスを設置して一部負担に充てるという考え方でありまして。しかし、これからジオパークの認定に伴う、それから交流人口が拡大することによって鳥海山に訪れてくれる方がかなりふえてくることも予想されますので、今持っている鳥海国定公園の観光開発協議会、そういったあたりで今後はそういったこともテーマにしていきたいという考えは持っているところであります。

委員長（土門勝子君） 9番、高橋冠治委員。

9 番（高橋冠治君） 鳥海登山の一番の登り口といいますか、一番多いのは鉾立です。鉾立は秋田県です。それから御浜に行って、これ山形県、山頂も山形県です。なので今予算見ると1,300万円ぐらいの年間トイレにかかされる予算が毎年かかっています。トイレのお金ですが、いささか知れているわけでありまして、ないよりあったほうがいいのですけれども、それを当てにしながら管理費というような次元の問題ではないということでありまして。なので、やはり建設の際も今言ったように各市町村、それから神社というふうな負担はありますが、いざ設置すればランニングコスト、全て町でいくということになる。これが

ら新しい御浜のトイレをつくっても、これ新しくすると必ずランニングコストが高くつくというのが通常でありますし、だから高くなる。それを一町村だけでやっていくというのは、やはりもうせっかくジオパークのスクラムを組んでありますので、ぜひその辺は提案していただいて何とかしていただきたい。そうしないと、今度河原宿、いろんなところのトイレもというふうになったときに、トイレのランニングコストだけがますますかさんでいくということになります。ぜひ鳥海山に登ってきてくださいというのであれば、そういうような町の負担軽減、みんなで山の環境を守るというような意味で3市1町協力していただきたいというふうに思います。もう一度その辺お聞きします。

委員長（土門勝子君） 堀企画課長。

企画課長（堀 修君） お答えをいたします。

今委員からありましたとおり、チップボックスで寄附をいただいている金額というのは、もう年間30万円から40万円、1,300万円から比べれば微々たる金額でございます。ただ、基本的にはやっぱり山のモラルといいますか、最終的には持ち帰り、要するに自分のものは自分で処理するという基本に立ち返って持ち帰り運動だとか、あとは使用する場合は必ず寄附をというお願いをするとか、そういったモラルの向上にもやっぱり努めていく必要があると思いますし、周りの環鳥海での維持管理の持ち分というのは将来の課題としてそれは提案をさせていただきたいというふうに考えております。

委員長（土門勝子君） 9番、高橋冠治委員。

9番（高橋冠治君） 将来の今課題と言いますが、まずはしっかり、将来ではなくて今提案をするべきだと私は思っています。将来というのはいつなのか知りませんが、だって雪が解ければ今工事にかかるのです。それを今やらないでできてからこれぐらいかかりますから容易でないですからというよりは、こういうふうに整備します。皆さんからお世話になっています。この際ですのでランニングコストも皆さんで分かち合いましょうやというような提案は、今しても何も問題はないと思いますが、将来と今ではなぜ違うのか。

委員長（土門勝子君） 堀企画課長。

企画課長（堀 修君） おっしゃるとおりだと思います。タイミングというものも当然ございますので、近い将来ということでご理解をいただきたいと思います。

委員長（土門勝子君） 9番、高橋冠治委員。

9番（高橋冠治君） 近い将来はあしたかもしれないということでもありますので、それは期待しておきます。

それでは、トイレのほうはよろしく願いしまして、次にこれも歳入なのですが、14ページの13ページから続く雑収入なのです。子育て世帯移住奨励金返還金ということで2万円あります。これはどの課なのでしょう。

委員長（土門勝子君） 佐藤健康福祉課長。

健康福祉課長（佐藤啓之君） お答えをいたします。

子育て世帯移住奨励金については、町のほうに町外から移住された子育て世帯の方々に義務教育までのお子さんがいらっしゃる場合、月1万円を3年間支給ということで奨励をしているわけでありましてけれども、移住されてから5年間は定住していただくということになってございますので、ちょっと都合がござ

いまして、1年でたまたま再度町外に出なければいけなかったというケースがございまして、その方の返還しなければいけない部分をここに計上させていただいております。

委員長（土門勝子君） 9番、高橋冠治委員。

9番（高橋冠治君） 子育ての移住の奨励金です。2万円ということは1人月1万円でした、多分。2万円というのは2カ月しかいなかったということで理解していいのか、その辺はどうなのでしょう。

委員長（土門勝子君） 佐藤健康福祉課長。

健康福祉課長（佐藤啓之君） お答えをいたします。

実際は返還金、詳しい金額後ほどお知らせをいたしますが、2万円ではないのですけれども、予算計上したときの段階で確実に入っている分がまず2万円でしたので、その分だけ計上させていただいております。残りは今現在も納付中という形でありますので、これよりは多くなることになってございます。

委員長（土門勝子君） 9番、高橋冠治委員。

9番（高橋冠治君） まずは1年でこの町から去っていったということではありますが、なぜかという話は聞いてもいろいろあろうかと思えますから。でもまた徴収する分が8万幾らとなれば6万少し残っているわけで、そうすればその都度補正として入ってくるということでもいいのか、それとも分割でいただくことにしているのか、一括でいただきたいというようなお話をしているのか。

それからもう一つ、義務教育、中学校までの間、この間遊佐町に入ったり出たりもできるわけです。5年いて3年分いただいて、また都合があつて出て、また来て、もらうと。いろんなことがあるのですが、重複する部分というのはだめなのかいいのか、それも含めて奨励金制度があろうかと思えますが、私今要綱ないのでわかりませんが、残りのお金の支払いと、それから出たり入ったりしたときの奨励金がオーケーなのか、それとも一度もらったのはご遠慮くださいなのか、その辺を伺います。

委員長（土門勝子君） 佐藤健康福祉課長。

健康福祉課長（佐藤啓之君） お答えをいたします。

先ほど歳入のほうに上げております2万円の件、ちょっと手元に資料がございまして、説明をさせていただきますと、27年の7月に転入をしてきておりまして、28年の8月に事情があつて転出という形になっておりますので、その間支払った10万円を返していただくことになっております。転出されるときに担当の窓口のほうにいらっしまして、分割して1万円ずつ毎月納付という形でお約束をして納付書を渡しております。それも1月まで納付していただいておりますので、現在7万円ほど入っております。ただ、予算書に計上する場合、ちょっとわからなかったものですから、まず2万円だけ計上させていただいておりますので、ふえた分はそのまま予算は直さずに多く入ってくるという形にとっております。

出たり入ったりということにつきましては、一度出た場合は再度の転入については支給はしておりませんので、よろしくお願いいたします。

委員長（土門勝子君） 9番、高橋冠治委員。

9番（高橋冠治君） まずは返還がないことが一番いいので、やはり全体的なフォローをしていかなければいけなかったのかなというふうに思いますが、これも個人的ないろいろ事情があるのだと思いますので、そこはそことして次に移りたいと思います。

それでは、ページから行くと15ページ、歳入、総務費の企画の役務費の578万円のマイナス、手数料と

なっていますが、この説明を願います。

委員長（土門勝子君） 堀企画課長。

企画課長（堀 修君） お答えをいたします。

手数料のマイナスの578万3,000円であります。これはふるさとづくり寄附金に伴いますシステムの使用料でございまして、9月補正でANAとそれから楽天のシステム利用料ということで600万円ほどを補正させていただきましたけれども、今回事務体制、それから特産品の供給体制が整わないということで今回この使用を見送ったため減額をさせていただきました。

委員長（土門勝子君） 9番、高橋冠治委員。

9番（高橋冠治君） せっかく予算化したのにできなかったということであります。ふるさと納税については専用サイトがいろいろできております。専用サイトでも人気のあるサイト、そうでないサイトがあって、やはり人気のあるサイトの上位に掲載されるということがいろいろふるさと納税の納税額の大小を決める大きな要因でもあるので、ほかの自治体もいろいろ予算を使ってやっています。せっかくANAと楽天のサイトに出そうというのでありますが、今お聞きすれば人員不足だという話であります、最初からやろうというのであれば人員を確保してやるべきだと思いますが、その辺はどうなのでしょう。

委員長（土門勝子君） 堀企画課長。

企画課長（堀 修君） お答えをいたします。

ふるさと納税につきましては、昨年度約5,000万円ちょっとの寄附をいただきました。今年度につきましては、目標を1億円ということで想定をいたしまして、その目標に向かって取り組んでいこうということで事業を進めてきたわけですが、9月以降お米の消費拡大等々参入させていただいて事業を進めてきましたけれども、それに伴う反響がかなり大きかったという部分で、今現在2億円に迫る勢いの寄附額をいただいているという状況でございます。9月以降我々も時期的な要因、そういったものであれだけの数がふえるという想定をしていなかったものですから、なかなか体制が整わなかったというところでございます。

委員長（土門勝子君） 9番、高橋冠治委員。

9番（高橋冠治君） きょう、きょうとニュースを見れば、高市総務大臣がどうもふるさと納税の返礼品に問題があるという話をしておりまして、換金しやすいものはやめなさいみたいな話をしてありますが、おかげさまで遊佐町はそんな換金するようなものはそうはないのですが、前回も言ったように最高の返礼率は76.6%の20キ口のお米です。これは返礼の最高返礼率になっていますが、それをいろんな部分を運賃、それから臨時の雇いの人たちを含めればゼロに近いということになるのではないかと考えております。忙しいのはいいけれども、実入りがないというのはいかがなものかというふうになります。戦略的にそれでいいのであればそれでいいのですが、やはり前にも言ったようにほかとのバランスがあって初めてふるさと納税が町民のためにもなり、ふるさと納税をしていただいた人のためにもなるという、両方が喜ぶような制度になればいいのですが、偏り過ぎるとそれもいかがなものかということになってくるわけです。

当然来年の予算の話は今この補正でしても始まらないのですが、やるというような方向でいくのだと思いますが、これから今ふるさと納税の申し込みといいますか、いろんな組織に声をかけておりますが、当

然ふえるというような見込みでやっていると思いますが、来年度はどのようなものやっていくのか、少しわかればお伺いしたいと思います。

委員長（土門勝子君） 堀企画課長。

企画課長（堀 修君） お答えをします。

来年度もふるさと納税のふるさとチョイスのサイト、竹コースに申し込みをしようということで今準備を進めております。サイトへの遊佐町の閲覧頻度が当然ふえてくるわけでございますので、それに伴う返礼品の充実に努めなければならないということで今準備を進めているところであります。これまで広報での募集も時期を見て年これまで3回ほど募集をさせていただきました。あわせてあと遊佐町の工業団地のほうにもお邪魔をさせていただいて、何とか返礼品を出していただきたいということでお願いに回っております。現在西部工業団地に進出していただきました酒田発酵さん、それから木川屋さん等々からどぶろくの製品、それから木川屋さんについては魚介類の製品を持っておりますので、そういった方々から商品を新たに出していただいております。これは引き続きそういった方々にもお声をかけていきたいと。また、商工会とも連携を取りまして、町の商店街についてもそういった募集を随時かけていきたいなというふうには考えております。あとこれまで個人の農家の方々にも米、それから果樹と畜産と、お声をかけさせていただいて、何とか製品として出していただけないかというお願いを常々しているところであります。そういったところを含めて来年度に対応していきたいというふうに考えております。

委員長（土門勝子君） 9番、高橋冠治委員。

9番（高橋冠治君） いろんな方面に声をかけているということですが、こだわりのないのだめなのだという話がありますが、どういうこだわりがあるのかお聞きします。

委員長（土門勝子君） 堀企画課長。

企画課長（堀 修君） お答えをいたします。

そのこだわりという部分については、遊佐町の特産品であるというこだわりでございますので、そこは幅広く受け入れていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

委員長（土門勝子君） 9番、高橋冠治委員。

9番（高橋冠治君） 私の聞いたところでは、かなり狭い特産品でなければだめだと断られたケースもあるということがあります。そのこだわりというのはいかがなものかと常々思うところがあります。まずは遊佐町のこだわったものをしっかりふるさと納税の返礼品にさせていただいて、余り返礼率を高くしますとお米だってややもすると換金になるかもしれないというような形にもなりますので、ほどほどにしてほしいなと。そしてふるさと納税がうまく進むようお願いしたいと、そんなにふうに思います。

では次に移ります。それでは、17ページ、19節の負担金補助及び交付金、この中の地域介護福祉空間整備交付金というのは何なのでしょうか。

委員長（土門勝子君） 佐藤健康福祉課長。

健康福祉課長（佐藤啓之君） お答えをいたします。

この名称でありますと、ちょっとわかりにくいものでありますけれども、中身としてはゆうすいとにしだてのほうで防犯カメラとセンサーライトを設置をいたしますので、その事業費に係る2分の1の補助という形の金額であります。

委員長（土門勝子君） 9番、高橋冠治委員。

9番（高橋冠治君） 防犯カメラを設置すると、これの2分の1の町の負担。これ多分どこかでこういう施設に入って大変な事件が起きた。その結果、こういう施設でも防犯カメラが必要だということの意味でつけよう。これは町がつけたほうがいいのではないかというよりも、その施設の中から必要なのだということで町にお願いして町の予算に盛り込んだのか、どちらなのでしょう。

委員長（土門勝子君） 佐藤健康福祉課長。

健康福祉課長（佐藤啓之君） お答えをいたします。

この件につきましては、国のほうで行っている事業でございまして、トンネル補助という形で町の持ち出しはございません。国の補助事業があるという形で事業主体のほうにどうしますかということで事業の実施についてお図りをして、やるという形になった経過がございまして、今回申請をして予算に計上したというところであります。

委員長（土門勝子君） 9番、高橋冠治委員。

9番（高橋冠治君） 町はトンネルということで、国の予算が真っすぐ通っていくということでありまして。2カ所につく。今ついているのはグリーンストアの前、それからふらっとなつております。でも我々生活していく中には店には全て防犯カメラが設置されているのが多いと。とにかく大きいスーパー、デパートであればおおよそ防犯カメラがついておりますが、私おとしの9月議会に子どもセンター、それから図書館、体育館、生涯学習センター、あの辺は子供たちがいっぱい集まります。いろんな事業もありますので、そのときにグリーンストアの前につけるのであれば、町のほうもそちらのほうへ防犯カメラをつけてほしいと、つけばいろんな意味で犯罪抑制になるのではないかというように提案しました。そのとき課長は検討しますというような話をしておりましたが、どのように検討したのか伺います。

委員長（土門勝子君） 池田総務課長。

総務課長（池田与四也君） お答えをいたします。

当時の議論がどうであったか、ちょっと私承知をしておりますが、まず今例が出されました子どもセンター、図書館、生涯学習センター周りには、今来年度の予算に計上しまして設置する方向で計画を進めております。中央公園を中心に撮影できるような形で整備する方向で協議を進めておりました。設置場所についていろいろとまだ検討の余地があるようではありますが、来年度早いうちに整備を進めていく方向であります。

以上です。

委員長（土門勝子君） 9番、高橋冠治委員。

9番（高橋冠治君） 1年半前のやりとりは、私も資料は持っていないのですが、記憶の範囲の中では総務課長はそうですね。やはりそういうものを抑止するには必要な施設かもしれませんねというような話はしていました。なので早晚設置の話があるのかなというふうに思っておりましたが、なかなかできなくて、それで去年です。あそこでトイレから物品がなくなる事件がずっとあって、防犯カメラというのは抑制するための一つのアイテムであって、犯人探し、何かあればそうはなるのですが、そういうような効果があるということであるので、私は早目の設置をお願いしたいというふうに申し上げたのですが、今来年度なるべく早くということでもありますので、それはありがたいなというふうに思いますが、もっと早

く防犯カメラがついていれば、去年あったような事案も防げたのではないかなというふうに私は思っております。なので、まずはそれを今さら言っても始まらないので、まずは防犯カメラ、人のプライバシーをのぞくというものではありませんので、まずはあの辺につけたら早晩子供たち、それから人の不特定多数が行き来するあたりにはやはり設置を考えていったほうがいいのかというふうに思っておりますので、その辺はどのようにお考えかお聞きします。

委員長（土門勝子君） 池田総務課長。

総務課長（池田与四也君） 中央公園での物品の盗難というようなこともひとつ設置の動機にはあったかと思いますが、従来からご指摘いただいておったとおり、子供たちあるいはその家族が中央公園であるいは子どもセンターであるいはその周辺の文教施設で安全安心に過ごしていただけるようにというのが主目的でございます。犯罪があつてからではなくて、やはり予防をするというのが大きな狙いというふうに考えております。グリーンストアに設置したのもそうでございます。そういった意味で大いにPRにも心がけながら周知徹底を図って、そして犯罪の抑止に努めていきたいなというふうに思っております。

以上です。

委員長（土門勝子君） 9番、高橋冠治委員。

9番（高橋冠治君） 防犯灯の件はこれで終わりたいと思います。

次に、18ページ、児童福祉施設費、19節です。放課後児童健全育成事業補助金というのが300万円ほどマイナスになっておりますが、この説明をよろしくお願いします。

委員長（土門勝子君） 佐藤健康福祉課長。

健康福祉課長（佐藤啓之君） お答えをいたします。

2つございまして、1つが放課後児童クラブの補助の精査による減額という形で350万4,000円、あとは児童健全育成対策事業費補助金ということで、放課後児童クラブのほうへ国のほうからこれは放課後児童クラブで今2つ、ぼつかばかとあそぶ塾ございまして、そちらのほうでタブレット型のパソコンとプリンターを導入するための補助金、これが認められておりますので、その分を計上しております。

委員長（土門勝子君） 9番、高橋冠治委員。

9番（高橋冠治君） パソコンの計上ではなくて、300万円のマイナス補正というのは何なのかという話です。

委員長（土門勝子君） 佐藤健康福祉課長。

健康福祉課長（佐藤啓之君） 300万円のマイナスは減額が350万円ほどございまして、これは放課後児童クラブの運営費とか人件費に対する補助がございまして、それが障がい児を見ている場合は障害児加算というものもありますので、それらを精査した形で減額、指導員が1名減になったりしているものですから、その分は減額として350万円ほど計上されておりますけれども、そのほかに施設で使うタブレット型のものとかプリンターの補助がございましたので、その分は増額で上げております。

委員長（土門勝子君） 9番、高橋冠治委員。

9番（高橋冠治君） 指導員の減額が主なという話であります。今放課後児童クラブ、稲川のまちづくりセンターでやっているのは多くなって、プラスの補正をして、吹浦でもまちづくりセンターの中で議員方も頑張って小学校でやっています。そうすると、今ぼつかばかクラブとあそぶ塾が2つがあつて、そ

この放課後クラブの児童数というのは今の推移はどうか、以前より減ったのか、やはりもっともっと入る希望者がいるのか、その辺はどうなっているのか。

委員長（土門勝子君） 佐藤健康福祉課長。

健康福祉課長（佐藤啓之君） お答えをいたします。

健康福祉課で所管しているものは放課後児童クラブということで、子どもセンターにあるぽっかぽかと小松にあるあそび塾という形になりますけれども、そちらのほうは大体同じ人数で登録人数が上限ございますので、そのあたりも含めて大体同じ人数で推移をしていると思っております。放課後子ども教室の藤崎でありますとか吹浦の部分については、ちょっと人数私も把握しておりませんので。

委員長（土門勝子君） 9番、高橋冠治委員。

9番（高橋冠治君） 要は需要供給の問題ではないのですが、放課後児童クラブにやりたいなと思っている家庭を全て網羅しているのか。それとも学校でやれば学校なのですが、ぽっかぽかクラブまで来る足、それからあそび塾まで行く足がないとか、いろんな条件があつて来たくても行けないような家庭もあるのかなというふうに思っております。ある人からは町営バスに乗らせてもらえればのうというような話も、あれば行きたいなという人もおりました。その辺の状況はどういうふうに把握しているのか伺います。

委員長（土門勝子君） 佐藤健康福祉課長。

健康福祉課長（佐藤啓之君） お答えをいたします。

今現在ぽっかぽかとあそび塾のほうには、大体ぽっかぽかは遊佐小学校区の児童の皆さん、あそび塾については藤岡や遊佐、それから町内各地からの希望者が来ているようでありますけれども、まず地区割にして残りの地区については放課後子ども教室という形でそれぞれの小学校でやるとか、まちづくり協議会さんのほうで見ていただいていると思うのですが、まずはぽっかぽかとあそび塾のほうについては高瀬地区のほうには何もそういう施設がないものですから、そちらの児童の方が放課後児童クラブに入りたいという場合は、うちのほうでタクシー助成等いたしまして、クラブのほうには送っていくのを町のほうで負担をして、迎えに行くのは家族のほうに任せている状況であります。

委員長（土門勝子君） 9番、高橋冠治委員。

9番（高橋冠治君） それでは確認なのですが、希望のある家庭はほぼ放課後児童クラブ等に行っているという認識でいいわけですか。行く足がない子供たちは町のほうで送ると、当然迎えは家庭のほうでやるべきなのであります。それがしっかりできているので、今のところはしっかりその意味の子育て支援は完璧だということで、その認識でいいわけですね。

委員長（土門勝子君） 佐藤健康福祉課長。

健康福祉課長（佐藤啓之君） パーフェクトとまでは言えませんが、ほとんど希望に応じて私どものほうでは対応しているという状況になっております。

委員長（土門勝子君） 9番、高橋冠治委員。

9番（高橋冠治君） 健康福祉課長の力強いお言葉に安心したところであります。

もう一度戻ります、17ページの先ほどゆうすい等の防犯カメラの話聞いたすぐ上に、福祉タクシーの利用補助金がありますが、今いろんなところで高齢者の車の事故が多くて幼い子供たちが犠牲になっている、そんなニュースも聞こえてきます。返納した方にはいろんな部分で町も福祉タクシーなりデマンドタ

クシーなりの補助等を駆使して返納を良くしているというような形ではありますが、返納はいいのですが、見るとやっぱり都会の返納率は多いのです、公共交通機関がしっかりしていますし、冬場雨も降らないところは何も問題はないのですが、返却するの。何せこの地域で高齢者から車の免許をとると足をぶった切ったような形になっております。それをカバーするためのものがなければ免許証をお返ししてくださいというふうにはならないので、その辺のバランスをこれからとっていかなければいけないというふうに思いますが、どの辺を厚くすれば免許のお返しの率がふえるのか。健康福祉課だけではそれは無理だと思います、全体的に考えなければならぬというふうに思いますが、健康福祉課長、それから総務課長あたりはどのようにお考えかちょっと伺います。

委員長（土門勝子君） 佐藤健康福祉課長。

健康福祉課長（佐藤啓之君） お答えをいたします。

健康福祉課サイドといたしましては、これから2025年まで高齢者人口ピークを迎えます。ですので、今後ますます必要な方がふえる傾向にあると。先ほど委員もおっしゃいましたように、大きな事故になっているケースについては認知症を患っていると思われる高齢者の方もいらっしゃいます。そういった方々が今後ふえるということは誰でも予想つくことでありますので、まずは福祉タクシー券についてはこれまでどおり高齢者に対しては年間24枚ということで毎年度交付、申請があればということになりますし、障害手帳を持っている方については28枚という形で毎年度交付をさせていただいておりますし、今後も行っていきたいと思っております。ただし、交付枚数について実際利用される枚数を比較しますと、半分ぐらいでありますので、多くの方が半分は使用していないかあるいは半分の方だけが全部使っているかというそういう状況になってございますので、確かに24枚全て使っている方についてはもっと交付をお願いしたいという要望もございます。ですが、半分の方はそういうふうに使っていないという状況もございますので、まずは今の枚数を引き続き継続しながら、あと介護保険で行います総合事業が29年度から始まりますし、その中での通院支援や買い物支援等そういうものも取り組まれるケースがございましたら、そういう引き受ける団体がないとできないわけなものですから、それらも含めて国のほうで地域共生社会の実現を目指して今後福祉のほうに力を入れていくということでありますので、これまで介護の地域包括ケアということもやっておりますが、それに子育ても入れて障がい福祉を入れた、全ての人を含めた形での支援体制の構築を目指しておりますので、そういった形でまずは今後取り組んでいきたいと思っているところであります。

委員長（土門勝子君） 池田総務課長。

総務課長（池田与四也君） お答えいたします。

福祉タクシー助成事業と連携して取り組んでいるわけではありますが、必ずしも一体的に取り組んでいるというものではございません。今回も9万円ほど免許証返納者タクシー利用助成金というふうなことで増額補正をさせていただきました。これは交通安全推進協議会に負担金を交付する中で、推進協のほうから取り組んでもらっているというものでございます。制度の中身が福祉のほうと若干違っておまして、うちのほうは免許証を返納していただいた際に一回きり、65歳以上が対象になりますが、20枚1セットのタクシー券を交付させていただいております、これは利用期間、使用期間の制限はないというものでございます。もちろんこれは高齢者の交通事故を防止、予防するための対策の一環として取り組んでおるわけ

であります、使用率につきましては福祉が約50%、うちのほうはざっくりと統計をとったところ26.3%程度でありましたので、この制度につきましてもこのまま制度を維持しながら利用率を上げる方向で、せっかく交付したものを十分活用していただく方向で取り組んでいきたいなと思っております。例えばよく選挙のときの投票行動につながるようなことでの周知を図っていくとか、そういった工夫をしていきたいなと思っております。

以上です。

委員長（土門勝子君） 9番、高橋冠治委員。

9番（高橋冠治君） 高齢者で一番困るのは病院に通う足なのです。これが一番困るわけで、近くに大きい病院、遊佐病院はきのうテレビに出ておりましたが、大きい病院、総合病院とすれば酒田地区に行かなければいけない、そのためにはデマンドタクシーは町内から出てはいけないシステムになっていて、だからこれから考えるときに、大きなやっぱり総合病院あたりまでどのように高齢者を送迎できるシステムをつくっていくのはこれは大事だと思っております。やはりちょっとした買い物は人には頼まれますが、病院に行く待ち時間もあるし、何時に終わるかわからないのに、人に頼むということはなかなかできない。これから一番困るのは多分我々もそうなのですが、それだと思います。これはやはりなかなか一つの自治体でできないのです。だから、私は何とか酒田のるんるんバスをエルパまで引っ張ってくれば、これに乗ればいいのではないかという話をさせていただきました。水上は500メートル歩くととまるのです、るんるんバス。だから我々は200円で行くのです。市役所まで行ってそれから別に乗りかえて200円で、水上は200円で行くのですが、そういうようなやっぱり地域連携をした形でいくというような形を何とかとっていただきたいなというふうに常々思っておりますので、これを機に地域連携というのも非常に大事、健康面、やはり年寄りの一番関心事は病院なのですから、周りにしっかりした医療機関があるので移住するので、そういう基本的な部分をしっかり支えるためにもそういう交通機関、システム構築にこれから努力してほしいなというふうに思います。

これで私の質問を終わりますが、何かあればよろしくお願いします。

委員長（土門勝子君） 佐藤健康福祉課長。

健康福祉課長（佐藤啓之君） 個人的には今の酒田市のるんるんバスの利用ですが、あれについては直接行くわけではないので、行くまでに1時間も2時間もかかるというちょっと大変な状況になりますので、実際は直に通院用のバスが出れば一番いいわけでありすけれども、将来はちょっとどうなるかわかりませんが、自動運転の技術も今進んでいますので、100円でバスに乗れてそれが自動でどこまで庄内管内行ければ、そういう未来があるのではないかと思いますし、それまでは我々が努力をして町民サービスに努めていきたいと思っておりますので、今の制度を少し改良しながら進めていきたいと思っております。

委員長（土門勝子君） これで9番、高橋冠治委員の質疑は終了いたします。

8番、佐藤智則委員。

8番（佐藤智則君） ページ数が16ページの戸籍住民基本台帳費、一番上にあります。今回の補正が4万3,000円、区分からすると需用費ということで印刷製本費でありますということであります。素朴な町民の思いと思って聞いてください。そういう方もおられるということで聞いてください。というのは、遊佐町の人口をいろいろ話の話題として上がる時あります。毎月ゆぎ広報にも我が町の人口ということで載

ります。ちなみにことし2月のゆざ広報に人口が書いてありますけれども、それは1万4,340人ということで載っております。片や例えばネットなんかで遊佐町のこといろいろ出ておりますから、遊佐町というのは人口どのぐらいなのだとということで見たときに1万3,965人、単純に対比してみれば395人ほどの違いがここに出てくるわけです。何でこんなことからすぐ入ったかということ、住民基本台帳というもののの中に人口比、人口を捉える状況というのはとても大事なことでありますから、お聞きするのですけれども。

人口もさることながら、今回の狙いどころ、お尋ねどころの4万3,000円という印刷製本費ということで載っている、このことをまず最初にお聞きするべきでした。

委員長（土門勝子君） 中川町民課長。

町民課長（中川三彦君） お答えをいたします。

印刷製本費4万3,000円ですが、ご当地婚姻届書を作成する経費ということでございます。

委員長（土門勝子君） 8番、佐藤智則委員。

8番（佐藤智則君） 課長、申しわけない。高齢のせいかちょっと耳が遠いのかかわからないけれども、ちょっと聞き取れなかった。

委員長（土門勝子君） 中川町民課長。

町民課長（中川三彦君） 印刷製本費4万3,000円ですが、ご当地婚姻届書を作成するものであります。

委員長（土門勝子君） 8番、佐藤智則委員。

8番（佐藤智則君） わかりました。

住民基本台帳というのはいろんなそういった分野においてさまざまな統計をとったり、またその数値に基づいてさまざまな判断なさる資料、大切な住民の台帳であります。その分野においても、先ほど本題からいきなり入ってしまいましたから、何聞くのだと思っておられたかもしれませんが、やっぱりそういうことからしたときに、この分野は遊佐町の人口ということ、各自治体と言ってもいいでしょう。大事なそういったポジションでもあるのです、重要なところ。今申し上げたように、推計人口というのといわゆる登録人口という同じ人口でもそういった捉え方があります。だからその捉え方の違いによってネットなんかに出てくる1万3,965人という人口数と、それからゆざ広報に出てくる、これは今月号、2月号ですけれども、1万4,340人と載っております。いわゆるここで同じ遊佐町の人口はという状況において、395人の違いが出てくるのです。だから住民の皆さんは遊佐の人口なのに何でこんなに違うのだ、ゆざ広報見れば1万4,000からいる、インターネットなんかで見ると1万3,900だ。何んてこうやって違うのだというような素朴な質問があるのです、私もそうなのですが。これちょっと説明していただけないか。

委員長（土門勝子君） 中川町民課長。

町民課長（中川三彦君） お答えいたします。

先ほど委員がおっしゃいました1万4,340人というのは、住民基本台帳人口の1月末時点、2月1日ということでも同じ意味でございますが、その人数でございます。1万3,965人と申しますのは、もともとは27年の10月1日時点の国勢調査の人口から、その後県のほうで把握をしております実際の住基人口の減の部分差し引いた人数というふうなことでご理解いただきたいと思います。

委員長（土門勝子君） 8番、佐藤智則委員。

8番（佐藤智則君） これまた課長、素朴に聞きます。どっちが実数に近いのですか。

委員長（土門勝子君） 中川町民課長。

町民課長（中川三彦君） 住民基本台帳人口と申しますのは、文字どおり住民基本台帳に載っている人口でございます。ただ、実際に住んでいらっしゃる方が住民基本台帳にあるからといって住んでいらっしゃるとは限りませんので、どちらが実数に近いということはこの場では申し上げられないということです。

委員長（土門勝子君） 8番、佐藤智則委員。

8番（佐藤智則君） そんな大層控えなければいけないような、問題視しなければいけないようなことではないと思うのですが。遊佐町とすればそういうような立場を持たなければいけないのでしょうか。これ例えば課長、こうやって人口を表示する、公表するということに対して、いわゆる法的な絡み、そういったことはあるのか、それとももうその自治体の考えのままにそれこそ登録人口であれ、推移人口であれ構わないのだと、公表するということはどっちの人口で捉えても構わないのだということなのか、この辺どうですか。

委員長（土門勝子君） 中川町民課長。

町民課長（中川三彦君） お答えをいたします。

人口を表示する場合ですと、その人口についてはどういう資料から来ているのかという注釈が大体ついていていると思いますので、その表示する、ただいまおっしゃったような住民基本台帳人口でありますとか、あるいは国勢調査の時点での人口でありますとか、そういった注釈がついているかと思いますので、その注釈に従ってご理解いただければというふうに思います。

委員長（土門勝子君） 8番、佐藤智則委員。

8番（佐藤智則君） 課長が注釈が入っているというような言葉遣いをなさいますけれども、そういうのは数多くはない。間違いなくあるのは、これは平成何年何月の末の現在の人口数ですということなんかはどこの自治体においても出てくることですけれども、そういった注釈で入るまでの人口数についてのことはなかなか私は少ないと思う。やっぱりこれは素朴と言って私入りましたけれども、素朴ではないのです、自分から言わせていただければ。本当に遊佐町の人口がこれだけですよということをただ知りたいがゆえに、ゆげ広報を見てみたら1万四千数百人あって、たまたまインターネットで見たら1万三千九百数十人の人数が出てきて、これは誰でもそうですよ、そういったことを見たら遊佐町の人口というのは本当はどっちが正しいものだと、本当なのだとやっぱりなるのだと思います。だから自治体として私はゆげ広報で出しているのは登録人口だと思います。課長、そうでしょう。

委員長（土門勝子君） 中川町民課長。

町民課長（中川三彦君） お答えを申し上げます。

広報に掲載されている人口は、住民基本台帳に登録されている人口でございます。

委員長（土門勝子君） 8番、佐藤智則委員。

8番（佐藤智則君） わかるのだ、ずばっと言えないのがわかるのだけれども、その登録人口というのはどのような登録をもって捉え方をするのか。それは住民基本台帳ですよ。だけれども、住民基本台帳というのは正直言って台帳に登録がある人間、その人が全部数えるわけですか。ひょっとしたら遊佐町におらない人も台帳には載っているかもしれない、移さないとか。そういう人からもみんな入るわけですから。ところが、推計人口はやっぱり……。

委員長（土門勝子君） 8番、佐藤智則委員、補正の審議ですので、補正のほうにお戻りください。

8番（佐藤智則君） 申しわけない。聞きたいことこれだということであるものだから、申しわけないけれども。

そんなことで大事な住民基本台帳においては、そういった人口部門でも物すごく大事な分野なのだと、そういうことはぜひご承知おきいただいて、皆さんにもお話をしたかった。こういうことの分野もあるよと。

終わります。

委員長（土門勝子君） これで8番、佐藤智則委員の質疑は終了いたします。

10番、土門治明委員。

10番（土門治明君） もう30分ぐらいですので、私最後みたいなので質問させていただきます。

19ページ、中山間地域等直接支払交付金が減額になっております。この減額の内容、まず説明いただきたいと思います。

委員長（土門勝子君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤廉造君） お答えいたします。

中山間支払交付金事業につきましては、9月補正でお願いしましたとおり、年度途中で緩斜面のところも対象になるというような事業で、それぞれ国庫補助事業のほうの急斜面、緩斜面、それから県事業の方の緩斜面というような事業で進んできましたけれども、今回の減額理由というのは国庫補助事業中の杉沢集落の緩斜面分が今水路整備に伴う農地・水の向上事業のほうに該当させたいということで、中山間の説明会を杉沢集落で行った際に、ハード整備には農地・水事業でこれから入るというようなことで、集落の方から意志決定があったということで、杉沢の緩斜面については今回の事業から外れたというのが大きな原因であります。

委員長（土門勝子君） 10番、土門治明委員。

10番（土門治明君） 今説明いただいたとおりのことだと思いますが、中山間地域等直接支払制度と農地・水、この制度2つはダブってできる事業だと思いますけれども、水路の整備についてはどちらか。でも緩斜面の中山間地域のエリアから外れたということではないのでしょうか。これは残っているのでしょうか。

委員長（土門勝子君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤廉造君） お答えいたします。

今委員のおっしゃられたとおりでございまして、ハード事業については、水路整備については二重にそこに補助金を入れることはできませんが、いわゆる農地・水で言えば共同部門ですけれども、維持管理、泥上げとかそういったものについてのことについては農地・水もしくは中山間というようなことで選択ができると、こうなっております。

委員長（土門勝子君） 10番、土門治明委員。

10番（土門治明君） 今回は農地・水のほうが補助率有利だという判断で、そっちのほうを選んだということで760万9,000円、これを返還するというような理由ですね。

それで基盤整備していない部分の、杉沢地区のあの一带だと思うのですが、あの面積、それから水路だけではなくて圃場の整備にはこれは全然タッチしないのですか。ただ水路だけなのですか。道路と

かあと圃場をちょっと広げるとかそういうこともできるはずなのですが、整備内容についてはどこまでやるのでしょうか。

委員長（土門勝子君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤廉造君） 済みません。今の事業の内容というのは中山間での事業の内容でしょうか。

委員長（土門勝子君） 10番、土門治明委員。

10番（土門治明君） 中山間はやめて農地・水でやるという水路整備ということでしたので、水路整備ということは基盤整備に近いような整備までやるのか、それから面積あるでしょう、あの一角の面積、その辺を伺っているのです。面積とどこまで水路整備やるのか。道路、田んぼの拡張、あぜをとって広げるとか基盤整備に近いようなことをやるのか。十何年前からあの地域は杉沢地区の方が基盤整備やりたいというような要望が物すごくあったわけなのです。農地・水の予算を使ってどこまでやれるのか、どのぐらいの大きな圃場までできるのかということは、その辺聞きたいのです。

委員長（土門勝子君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤廉造君） 農地・水でできる正確な面積というのは、済みません、今把握してございませんが、農地・水での水路整備とした部分については、圃場整備の部分では水路部分はかけられないので、圃場整備を予定されている地区については農地・水のほうの向上のエリアからは外さなければいけないというふうな事業です。

委員長（土門勝子君） 10番、土門治明委員。

10番（土門治明君） 水路整備だけで圃場整備のほうに今まだ全然計画ないという話ですが、地元の人から見れば、今あそこ法人化になって大規模化の少人数であの面積やるわけですので、あの土地もやはり基盤整備もしたいというような話ありましたので、ちょっと水路整備だけというのは、地元の人が納得していればそれでいいのですけれども、私が杉沢の人から聞いていた話とはちょっと違うものですから、ちょっとお尋ねしました。まずこれ以上課長は答弁できないと思いますので、この件についてはわかりました。

それから、その下に戦略的園芸産地拡大支援事業補助金が1,500万円ほど減額となっております。これは例年どおりハウスとか農業機械関係も入っているのかな。これの不採択だったということですが、ことしなぜ不採択になったのか、その理由をちょっと伺いたいと思います。大体毎年通っていると思うのですけれども。

委員長（土門勝子君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤廉造君） お答えいたします。

園芸事業でございますけれども、中身については3部門ということでミニトマトと啓翁桜とパプリカということで申請がありました。ミニトマトと啓翁桜については申請が通ったということで対象になったのですが、パプリカ事業につきましては、これは27年度も不採択だったのですけれども、続いて28年度についても県の審査委員会でも不採択という結果になりました。その理由なのですが、ほかの県事業でありますとかでは、採択基準ポイント制になっていますが、この事業についてはそのポイント制がなく、県の審査会での判断ということになる事業でありまして、なぜ不採択かという理由についてはなかなか県のほうでもこちらのほうに伝えることができないというような内容でございました。

委員長（土門勝子君） 10番、土門治明委員。

10番（土門治明君） 県の審査会のほうで理由までは教えてくれないということでした。パブリカが不採択で、あとの2品目は採択になったという捉え方でよろしいですね。

パブリカもことし1億円の生産目標達成という祝賀会が今度あるみたいでございます。それに去年もパブリカの場合は外れた、ことしも外れたという中で1億円達成、本当は同じ規模であれば2年ぐらい前達成しているはずなのですけれども、ことし達成というのでハウスもふえてきたのかなと思ったのですが、実態としては補助金もらわない、これ半額補助対象になります、受ければ。ところが、全額でパブリカハウス、工事負担全額でふやしてきているところもあるのかなと思うのですが、その辺はちょっともし押さえておればお話を聞かせていただきたいと思います。1億円達成の、ちょっと2年ぐらい前より売り上げがふえたみたいなので。ただ、ハウスはふえていないから何でふえたのか、その辺もし押さえていたら教えてもらいたいと思います。

委員長（土門勝子君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤廉造君） まずは、生産者数は日本一ということで、生産者数については若手の人方も含めまして、今回のほうも仮称ですが、パブリカ第3組合という仮称になっていまして、やっぱり取り組む方が多くなってきているという現状があると思います。それで生産額も伸びているということでございますが、ハウス資材なんかにはやっぱり多額の費用がかかるということで、今回のようなケースは補助事業が受けられなければ事業はやっぱり取り下げにして様子を見たい、次の補助事業にかけるといようなこともございますので、やはりそういったことで補助事業の採択というのは重要なポイントになるというふうに思います。

委員長（土門勝子君） 10番、土門治明委員。

10番（土門治明君） わかりました。

それでは、次に移りたいと思います。20ページの松くい虫の防除委託料、先ほども聞いておったようですが、概要では3,000万円となっておりますが、委託料の中では2,687万円、数字この差はちょっとどんな理由でほかのところに使ったのか、どの辺に使ったのかというのを、使う予定なのか、その辺教えていただきたいと思います。

委員長（土門勝子君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤廉造君） まず松くい虫の伐倒駆除については3,000万円の補正ということで、西山地区でも特に被害量の多い藤崎、上藤崎、中藤崎線から松山に達するその伐倒駆除分でございます。1,350立米ということで直接、間接業務費合わせて消費税込みで約3,000万円ほどになるという予算でございます。これにつきましては、2,687万円ということでございますが、県補助事業の減の333万円と残材処理費の20万円を委託料一本で上げていますので、それを集計したのが2,687万円という数字でございます。

委員長（土門勝子君） 10番、土門治明委員。

10番（土門治明君） わかりました。

それで委託先、先日北庄内森林組合の座談会にも出席してちょっとお話を聞きました、松くい虫の。森林組合で全部受けているのかなという話、委託。ところが、違うと、30%ぐらいだということでした。北庄内森林組合のほかは何社ぐらい委託されているのかお聞きしたいと思います。あと民間の森林会社、そっ

ちのほうだと思いますけれども、何社ぐらい入っておりますか。

委員長（土門勝子君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤廉造君） お答えします。

これ皆入札による契約になってございまして、指名をするところは森林組合が北庄内森林組合と出羽森林組合、それから民間業者では旧八幡の遠田林産というような形で行っております。

委員長（土門勝子君） 10番、土門治明委員。

10番（土門治明君） 3社だから大体30%、そんなところで理解しました。

それでは、次に水産振興費で今19の負担金補助及び交付金でふ化場の減額1,067万1,000円ほど減額になっております。これ見てみますと、ほぼ減が国県支出金、国、県のほうにお返しするということですので、これの全体の実際にかかった金額というのは幾らで、そして最初の予定では国50%、県が何%だったかな、補助金。それで町も出すと。それで3億円の予定だったのですが、実際どのぐらいの工事費になったのか、その内容をちょっと教えていただきたい。

それから、補助金は国、県支出金のほうにお返しするのだから、町のほうはそのまま、減額しないで当初どおりなのか、その辺の内容を教えていただきたいと思います。

委員長（土門勝子君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤廉造君） お答えします。

まず、当初の設計額でありますけれども、3億443万円ということで当初の段階での国庫補助の算定基準は設計額の2分の1でございます。従いまして、1億5,221万5,000円が国庫補助金、当初の国庫補助金でございます。県補助の場合は補助名は違うのですが、山形県水産振興基盤補助金とかそういう名前でしたが、それが定額の、3億円事業に対する定額1割ということで3,000万円という補助金でございます。町のほうも設計額にちなんで県と同じ考え方で1割の定額補助ということで3,000万円という事業で進んできました。入札による当初契約を結んだときに契約額が2億7,324万円という金額になりまして、それから大事業ですので、変更があるということで変更契約を結んで完成時の契約が2億8,308万9,000円という金額でございます。国庫補助はあくまでも完成時の契約金額の2分の1を補助金額とするという要綱で取り決めがありますので、したがって国庫補助は先ほど申し上げました契約額の2分の1ということで、1億4,154万4,000円ということで計上になるということでございます。県と町のほうは定額3,000万円ということですので、変わらず支出を見込んでいるというような状況でございます。

委員長（土門勝子君） 10番、土門治明委員。

10番（土門治明君） わかりました。県と町は定額なので、工事費が少なくなっても補助金は減らさないと。国のほうだけは2分の1だから減らして今1,000万円ほどお返ししたと、そういう制度になっていれば仕方ないのかなと思うのです。これに比例して町のほうも2,800万円とか県とかもなったのかなと思いましたので、お聞きしました。わかりましたので。

次に、22ページ、通学対策費であります。需用費が120万円ほど減額になっております、燃料費。これは通学のバスの燃料費だと思うのです。120万円も大分減ったかと、喜ばしいことだと思いますけれども、これ便数減らしたとか何かの変更した理由があると思うのです。そのままであればこんなには減らないと思うので、減った内容についてお聞きしたいと思います。

委員長（土門勝子君） 高橋教育課長。

教育委員会教育課長（高橋 務君） お答えをいたします。

燃料単価の下落による不用額ということでございまして、便数とかは変わってございません。

委員長（土門勝子君） 10番、土門治明委員。

10番（土門治明君） 単価がやっぱり安くなったのでこんなに下がったということです、わかりました。私はまた便数でもどこか調整したのかなと、1便減らすだけでも相当違いますので。

今のところ通学のバスは満杯状態、それから町民の方にも乗りたいとき乗せて、おりたいところでおろす、ルートの路線であればということになっていたはずですが、どんな状況ですか、今バスの町民の方乗れるスペースとかあるようなものでしょうか。

委員長（土門勝子君） 高橋教育課長。

教育委員会教育課長（高橋 務君） お答えをいたします。

スクールバスということでの運行でありますので、朝が1便、それから午後は2便ということになっております。その時間に合わせて乗りおりする場所に来ていただければ乗車ができるということでございますので、どこでもおりれるというふうな状況にはなってございません。

それから、町民の方、主に利用していただいている方は高齢者の方になりますけれども、乗れないというふうなことは発生してございません。

委員長（土門勝子君） 10番、土門治明委員。

10番（土門治明君） 順調にいつているという答弁でございましたので、この点についても理解をするところでございます。

最後に、19の負担金補助及び交付金、これ遊佐高校の就学支援事業が補正になっている、24万8,000円ですけれども、この内容について少しお尋ねしたいと思います。

委員長（土門勝子君） 高橋教育課長。

教育委員会教育課長（高橋 務君） 遊佐高校就学支援事業ですけれども、通学タクシーの運行にかかる不足額が見込まれるための補正のお願いでございます。

委員長（土門勝子君） 10番、土門治明委員。

10番（土門治明君） 通学タクシーというと平田、八幡方面から高校まで、それから浜中のほうから酒田駅まで、この2つです。これが生徒数が最初よりふえたから1台では間に合わないということで台数がふえたということなののでしょうか。一応答弁願います。

委員長（土門勝子君） 高橋教育課長。

教育委員会教育課長（高橋 務君） お答えをいたします。

通学タクシーにつきましては、当初の計画では平田、八幡線というふうなことで考えてございましたが、入学された生徒さんでやはり浜中から、そういった支援があるということで遊佐高校を選んでいただいたということでもありました。そういったことで浜中－酒田駅線も新たに運行を開始したということでございます。さらに、加えて八幡、平田線においても冬期間だけ乗りたいという方もあったものですから、現在は八幡、平田線についてはジャンボタクシーで運行をしてございます。その関係で運行費が少し足りなくなるというふうな状況がございましたので、補正をお願いしているところでございます。

委員長（土門勝子君） 10番、土門治明委員。

10番（土門治明君） わかりました。遊佐高についてはそろそろまた入試も始まりますし、去年みたいに40人以上の応募があればいいなと、今思っているところでございます。また、先日推薦のほうはテレビで拝見しましたけれども、ほとんど今、これは聞かないで、まず結果楽しみにして待っていますので、私のほうからの質問はこれで終わります。

どうもありがとうございます。

委員長（土門勝子君） 町民課長より8番、佐藤智則委員に対する答弁に誤りがありましたので、訂正したいと申し出がありましたので、町民課長より訂正をお願いします。

中川町民課長。

町民課長（中川三彦君） それでは、先ほどの答弁について一部訂正をさせていただきたいと思います。

先ほど8番、佐藤委員の質問の中で出ました住民基本台帳人口1万4,340人、こちらの数字について「平成29年1月末」というふうに私申し上げましたが、これは「平成28年12月末」現在の住民基本台帳人口というふうなことで訂正をさせていただきたいと思います。

また、1万3,965人という数字が委員のほうから出ましたが、こちらについては平成28年10月1日現在山形県が公表している人口というふうなことでお答えしたいと思います。

以上です。

委員長（土門勝子君） 7番、阿部満吉委員。

7番（阿部満吉君） 7番、阿部です。よろしくお願いいたします。10分ほど時間ございますので、せっかく毎日通勤の間に消防署の今工事の現場見ておりましたので、ちょっと不思議に思ったので質問させていただきます。

酒田地区の組合議会報告の中で、29年度の予算に遊佐分署を含むということで報告がございましたけれども、今回の補正の中では次年度に繰り越すような感じでいわゆる町債の減額変更もございました。その辺の状況について伺いをして、補正の審議にしたいというふうに思います。

委員長（土門勝子君） 池田総務課長。

総務課長（池田与四也君） お答えいたします。

今回の21ページの補正の中身ですが、消防費、1常備消防費の15節工事請負費で遊佐分署用地造成工事費というふうなことで200万円の増額をさせていただいております。去年の12月から着工しておりました現在の敷地南側1反歩ほどの用地、水田を買収しての造成工事にかかっております。その工事部分等を含めまして、不足が生じたというようなことでございます。直接の不足の原因は、来年度に工事のおくれを来さないように、敷地内に存する塀だとか防火水槽だとかいったものの構造物、その他の構造物を解体をする、その経費に不足を生じたというようなことで、その不足分を今回増額をさせていただくというものでございます。

若干おくれましたが、来年度に本体工事に入っていくということになります。これからの予定につきましては、この工事につきましては実施主体は広域組合のほうで実施するということになりますが、町に入札等の事務の委託をしまして、町で5月上中旬あたりに予定をしているわけですが、入札を行って、そして組合の臨時議会に諮る形で実質の建設に着手していくという状況になります。この工事費につきま

しては、町から組合への負担金という形で負担をして行うということになります。

以上です。

委員長（土門勝子君） 7番、阿部満吉委員。

7番（阿部満吉君） 了解をいたしました。改築工事のスムーズな展開をお願いしたいというふうに思います。

もう一つ、22ページのほうで防災行政無線の減額がございました。おとといあたり噴火のシミュレーション的なこともテレビで報道されておりました。不用になったのか、それとも予算のつけかえということになったのか、これで防災無線のふぐあい起きないのか、その辺だけお聞きしておきたいと思います。

委員長（土門勝子君） 池田総務課長。

総務課長（池田与四也君） お答えいたします。

これもその大半が分署の改築に関係するものでございまして、工事請負費で3,100万円減額をさせていただくことになります。この説明にありますとおり、防災行政無線施設整備工事費等というふうなことで結んでおりますが、1つに防災行政無線の減額分2,500万円、もう一つが防災倉庫の整備が完成しまして、いわゆる請け差が生じたというようなことで600万円の減額、この2,500万円の減額につきましては、分署に整備する予定でありました、今現在アナログの防災行政無線を使用しておりますが、これをデジタルに更新するというものでございまして、改築が1年先送りになったことに伴いまして、来年度の予算に計上して進めてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

委員長（土門勝子君） 7番、阿部満吉委員。

7番（阿部満吉君） できれば継続的に繰越明許でやってもらえば、スムーズな工事ができるかと思ったものですから、お聞きいたしました。

ぜひ早目の整備をお願いして、私の質問を終わります。

委員長（土門勝子君） これで7番、阿部満吉委員の質疑は終了いたします。

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（土門勝子君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

（「なし」の声あり）

委員長（土門勝子君） ないようですので、これをもって討論を終了いたします。

お諮りいたします。本特別委員会に審査を付託された議第2号 平成28年度遊佐町一般会計補正予算（第6号）、議第3号 平成28年度遊佐町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）、議第4号 平成28年度遊佐町簡易水道特別会計補正予算（第2号）、議第5号 平成28年度遊佐町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）、議第6号 平成28年度遊佐町介護保険特別会計補正予算（第3号）、議第7号 平成28年度遊佐町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、議第8号 平成28年度遊佐町水道事業会計補正予算（第4号）、以上7議案について、これを原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

委員長（土門勝子君）　ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

それでは、本会議に報告する案文作成のため、恒例によりまして各常任委員会及び議会運営委員会の委員長は直ちに委員会室にお集まり願います。

案文作成が終了するまで休憩いたします。

（午後２時５９分）

休

憩

委員長（土門勝子君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後３時３０分）

委員長（土門勝子君）　報告文の案文ができましたので、事務局長をして朗読いたさせます。

富樫議会事務局長。

局長（富樫博樹君）　報告書案文を朗読。

委員長（土門勝子君）　本特別委員会の審査の結果につきましては、ただいま局長朗読のとおり本会議に報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

委員長（土門勝子君）　異議なしと認めます。

よって、局長朗読のとおり本会議に報告することに決しました。

これをもって補正予算審査特別委員会を閉会いたします。

ご協力まことにありがとうございました。

（午後３時３２分）

遊佐町議会委員会条例第２７条の規定により、ここに署名し提出します。

平成２９年２月１６日

遊佐町議会議長　堀　　満　　弥　　殿

補正予算審査特別委員会委員長　土　　門　　勝　　子